

福島町公共施設等総合管理計画

報 告 書

平成 29 年 12 月 策定

令和 6 年 3 月 改訂



はじめに

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズの変化に加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等が老朽化により大量に更新時期を迎えることや義務的経費の増大などによる財政状況悪化の見通し等から、公共施設等を取り巻く環境について、抜本的な見直しを図ることが全国自治体の共通課題となっております。

本町におきましても同様、これらの諸問題を解決するため、保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠となっております。

このため、貴重な経営資源である公共施設等を最大限に有効活用することを目的とした「福島町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な行財政運営に努めてまいります。

平成 29 年 12 月
令和 6 年 3 月 改訂

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 位置付け	1
1-3 計画期間及び対象範囲	2
2. 福島町の現状	3
2-1 人口の推移	3
2-2 財政状況	4
2-2-1 歳入	4
2-2-2 歳出	5
2-2-3 有形固定資産減価償却率の推移	6
3. 公共施設等の現状と課題	7
3-1 公共施設（建築施設）の現状と課題	7
3-1-1 保有状況	7
3-1-2 年度別整備状況	8
3-1-3 推計及び課題	9
3-2 インフラ施設の現状と課題	10
3-2-1 インフラ施設の現状	10
3-2-2 年度別整備状況	11
3-2-3 推計及び課題	14
4. 公共施設等総合管理計画の基本方針	18
4-1 現状や課題に関する基本認識	18
4-1-1 公共施設等の改修・更新等への対応	18
4-1-2 人口減少・少子高齢化社会への対応	18
4-1-3 逼迫する財政状況への対応	18
4-2 公共施設等マネジメントの基本的な考え方	19
4-2-1 基本的な考え方	19
4-2-2 基本方針	21
4-3 公共施設等の維持管理方針	22
4-3-1 公共施設（建築施設）の維持管理方針	22
4-3-2 インフラ施設の維持管理の方針	27
4-4 施設類型別の基本方針	29
4-4-1 公共施設（建築施設）	29
4-4-2 インフラ施設	38
4-5 取組体制	43
4-5-1 推進体制	43
4-5-2 財政との連携	43
4-5-3 町民との協働	43
4-5-4 職員の意識改革	43
4-5-5 地方公会計（固定資産台帳）の活用	43
4-6 フォローアップの方針	44

1. 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

本町では、昭和 50 年代から平成初期の期間を中心に、様々な町民ニーズに応じて、「教育施設」「町営住宅」「コミュニティ施設」などの『建築施設』や「道路」「上水道」などの『インフラ施設』といった多くの公共施設を整備してきました。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や町民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な町政運営を実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このため、本町では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、寿命を延ばし、また、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持する「福島町公共施設等総合管理計画」を推進していきます。

こうした取組の基本的な方向性を示すため、平成 29 年 12 月に「福島町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」といいます）を策定しました。

本計画の策定から数年が経過していること、また、既に策定した個別施設計画の内容を反映させ、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号通知）に沿った計画とする必要があることから、この度「福島町公共施設等総合管理計画（令和 6 年 3 月改訂）」を策定しました。

1-2 位置付け

本計画は、上位計画である「第 6 次福島町総合計画」をはじめとした町の関連計画との整合を図るとともに、それらの計画と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

1-3 計画期間及び対象範囲

計画期間は、「第6次福島町総合計画」の計画期間（令和6年度～令和13年度）との整合性を図るため、令和6年度～令和13年度の8年間とします。

また、本計画が対象とする財産は図1-1に示す公有財産とし、具体的な施設は図1-2に示す公共施設（建築施設）とインフラ施設とします。

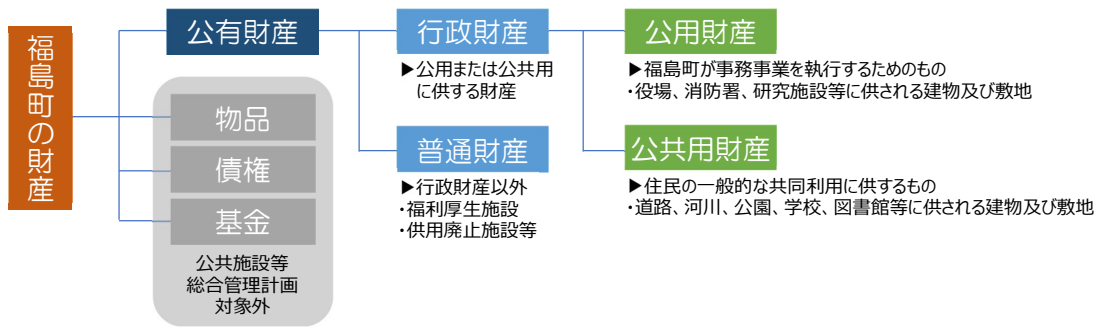


図 1-1 公共施設等総合管理計画の対象とする財産

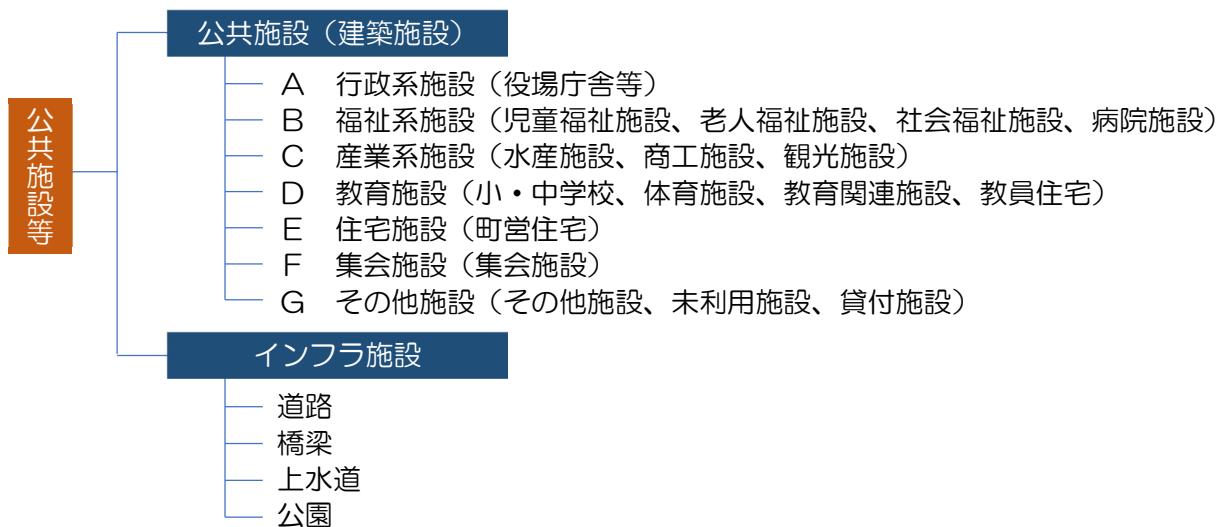


図 1-2 公共施設等総合管理計画の対象とする施設

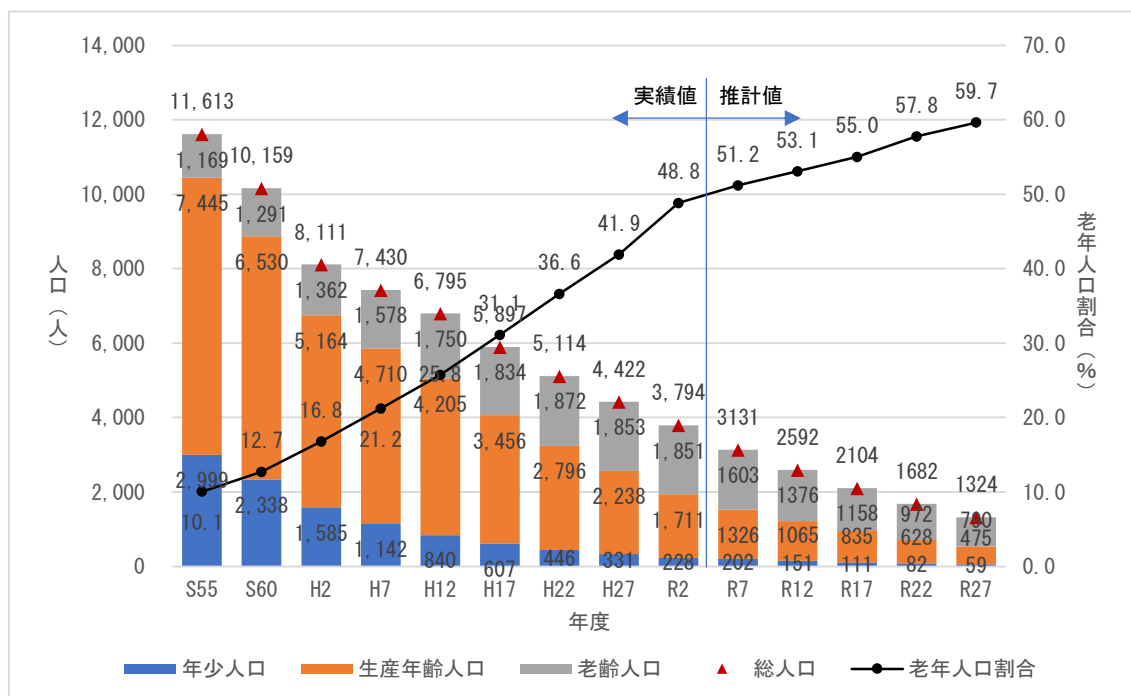
2. 福島町の現状

2-1 人口の推移

本町の人口は、昭和 30 年の 13,428 人をピークに、その後は減少に転じました。青函トンネル工事期の昭和 51 年に第二次のピークを迎え、人口は 12,238 人に達しましたが、青函トンネルが完成すると、工事関係者の転出が進んで大幅な減少となりました。減少傾向はその後も続き、令和 2 年の国勢調査では 3,794 人となっています。

国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計では、令和 22 年には 1,682 人と今後も人口の減少が予測されています。

福島町の見通し※では、人口減少対策を進めることにより、合計特殊出生率と移動率が改善された場合には、令和 22 年の人口は 1,741 人となり、社人研の推計値と比較して約 60 人の施策効果が見込まれています。



出典：令和 2 年度までは総務省統計局 国勢調査

令和 7 年度以降は国立社会保障人口問題研究所 人口推移予測

※「第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略」より

◆合計特殊出生率：令和 3 年度以降は国の長期ビジョンを勘案し、令和 2 年に 1.60、それ以降は同率として設定

◆移動率：令和 12 年までに段階的に移動状況を改善させ、その後は同じ移動率が継続すると仮定

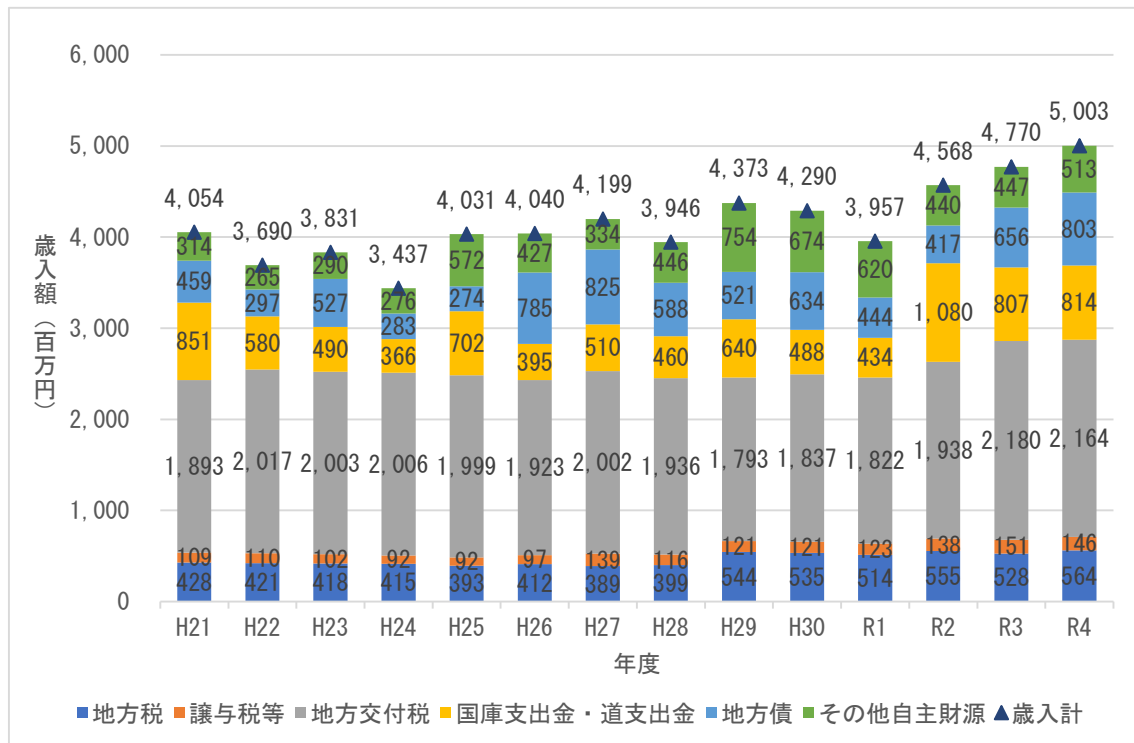
図 2-1 福島町の人口の推移

2-2 財政状況

2-2-1 歳入

本町の普通会計の歳入は、平成 21 年度～令和 4 年度で 35 億円～50 億円で変動しており、令和 4 年度では 50.03 億円となっています。

地方税は平成 29 年度から 5 億円強の増加に転じ、その他自主財源と合わせて 10 億円～15 億円で推移しています。



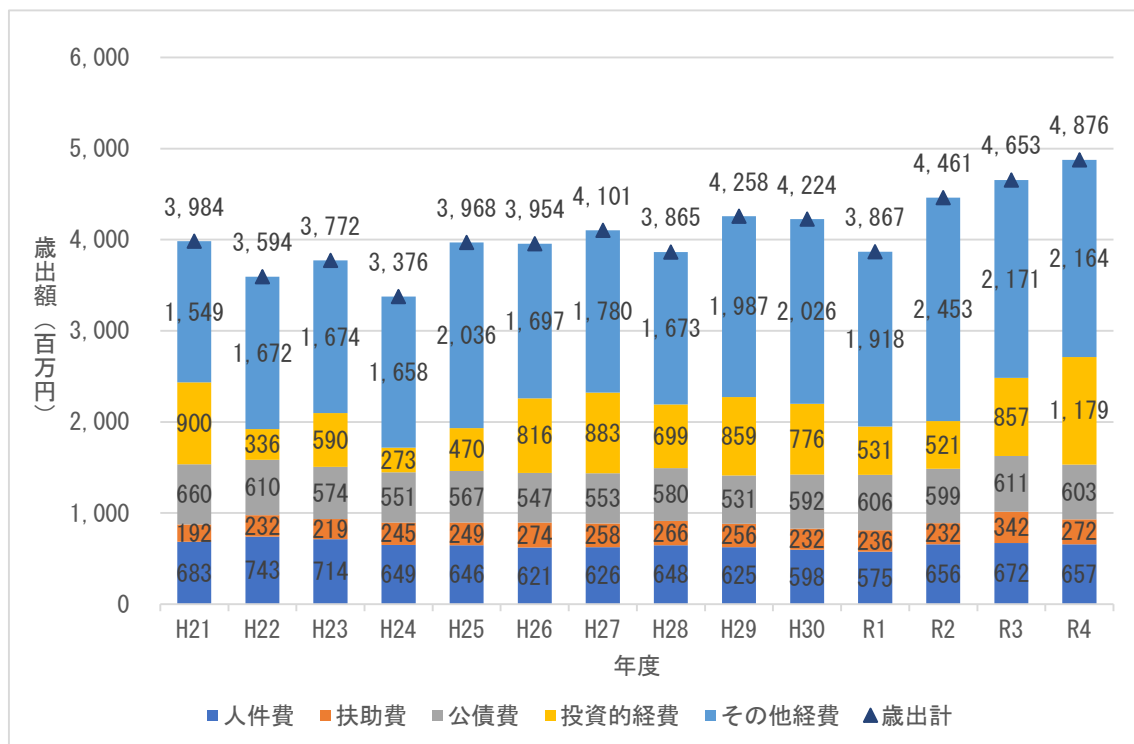
出典：平成 21～平成 26 年 総務省 市町村別決算状況調、平成 27～令和 3 年 総務省 決算カード
令和 4 年 福島町歳入歳出決算書付表

図 2-2 歳入の推移（単位：百万円）

2-2-2 歳出

歳出は、歳入と同様に平成 21 年度～令和 4 年度で 34 億円～49 億円に変動しており、令和 4 年度は 48.76 億円となっています。

人件費、扶助費は減少してきていますが、物件費、維持補修費、補助費及び繰出金は増加してきており、今後は特に、公共施設等の老朽化に伴う維持補修費が増加するものと想定されます。



出典：平成 21～平成 26 年 総務省 市町村別決算状況調、平成 27～令和 3 年 総務省 決算カード
令和 4 年 福島町歳入歳出決算書付表

図 2-3 歳出の推移（単位：百万円）

2-2-3 有形固定資産減価償却率の推移

本町の有形固定資産減価償却率は、平成 29 年度 67.0%、平成 30 年度 68.9%、令和 1 年度 64.1%、令和 2 年度 71.9%、令和 3 年度 72.8%と、おおむね 65%～73%程度で推移しています。

類似団体の平均値が 48%～63%で推移しているのと比較すると、古い資産が多いためと考えられます。

有形固定資産減価償却率は、類似団体平均を上回っています。

特にインフラ資産は 75.8%となっており、インフラ資産の老朽化がより進んでいます。

本町は平成 27 年 1 月に「福島町公共施設維持保全計画」を策定し、町有建物の現状と課題、維持保全に向けた基本的な考え方、改修等の経費や時期を示しています。

また、平成 29 年 12 月には、公共施設や全てのインフラ施設を対象にした「福島町公共施設等総合管理計画」を策定しましたが、本年度中に総合管理計画の改定をすることとなっており、今後も当該計画に基づき施設の維持管理を適切に進めていきます。

表 2-1 資産老朽化比率（単位：千円）

項目(金額:千円)	福島町		前年比
	R2 年度	R3 年度	
償却資産取得価額合計	30,134,457	30,546,505	412,048
減価償却累計額	21,673,389	22,223,640	550,251
資産老朽化比率(有形固定資産償却率)	71.9%	72.8%	0.8%
【参考】事業用資産	68.2%	68.6%	0.4%
【参考】建物(事業用)	68.5%	68.4%	△0.1%
【参考】工作物(事業用)	62.5%	72.0%	9.5%
【参考】インフラ資産	74.6%	75.8%	1.2%
【参考】建物(インフラ)	6.8%	9.0%	2.2%
【参考】工作物(インフラ)	75.6%	76.7%	1.1%
【参考】物品	54.6%	56.3%	1.7%

出典：令和 3 年度福島町財務書類作成報告書

3. 公共施設等の現状と課題

3-1 公共施設（建築施設）の現状と課題

3-1-1 保有状況

令和4年度末時点での公共施設（建築施設）は92施設168建物、延床面積は64,640㎡であり、町民一人あたりでは17.0㎡となっています（令和2年国勢調査による人口3,794人から算出）。

施設種別ごとの建物数で見ると、住宅施設が最多で46建物、次いで教育施設が43建物となっています。

延床面積で見ると、教育施設が最多で31.4%、次いで住宅施設が24.3%となっています。

表 3-1 施設種別施設数及び延床面積

施設種別	建物数		延床面積	
	建物数	構成比(%)	延床面積	構成比(%)
A 行政系施設	5	3.0%	5,226㎡	8.1%
B 福祉系施設	10	6.0%	3,819㎡	5.9%
C 産業系施設	25	14.9%	5,282㎡	8.2%
D 教育施設	43	25.6%	20,321㎡	31.4%
E 住宅施設	46	27.4%	15,717㎡	24.3%
F 集会施設	18	10.7%	7,471㎡	11.6%
G その他施設	21	12.5%	6,804㎡	10.5%
合計	168	100.0%	64,640㎡	100.0%

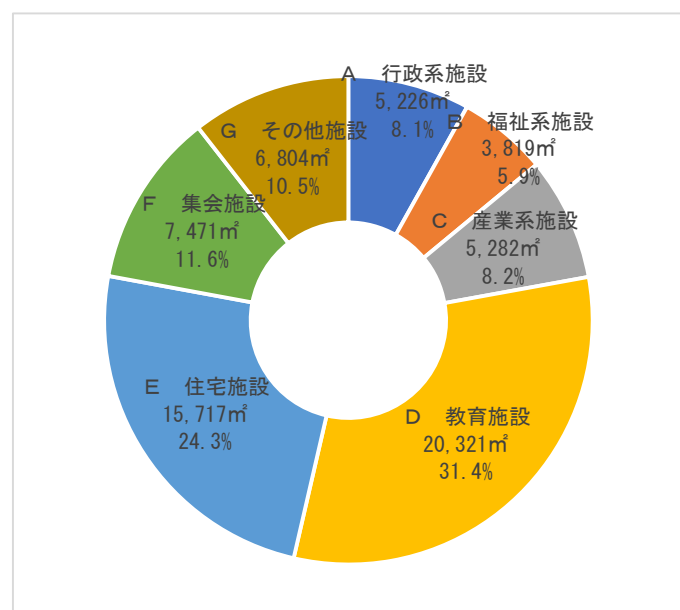


図 3-1 施設種別延床面積構成

3-1-2 年度別整備状況

本町の公共施設（建築施設）は昭和 50 年代から平成初期にかけて建設されたものが多く、平均経過年数は 28.8 年となっています。

旧耐震基準である昭和 56（1981）年 5 月以前に建築された公共施設は、37 建物（22.0%）、18,959 ㎡（29.3%）となっています。

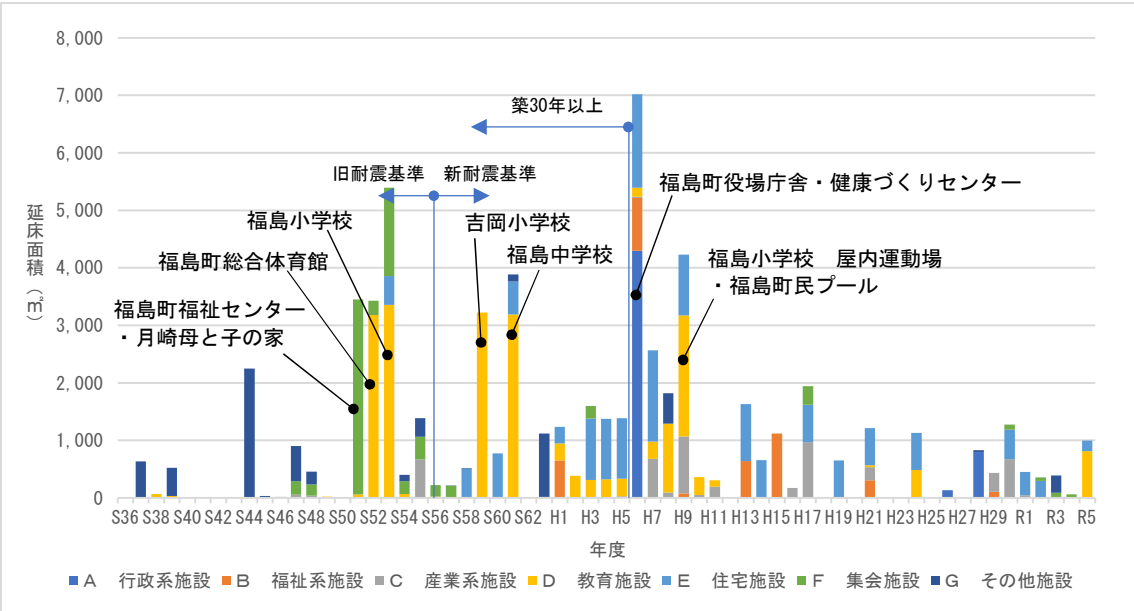


図 3-2 年度別整備床面積

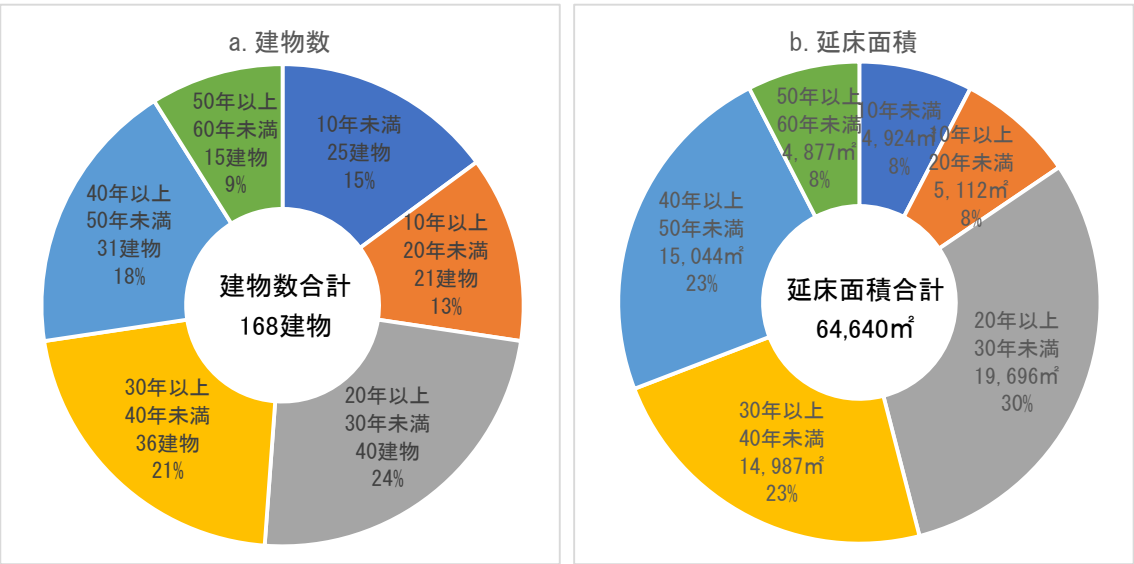


図 3-3 経過年数構成

3-1-3 推計及び課題

建築施設の過去5年間の投資的経費（既存更新＋新規整備分）は、年平均4.36億円と
なっています。

一方、現在保有する建築施設を保有し続け、20年周期で大規模改修、40年周期で改築
した場合の40年間の維持更新費は総額273.35億円、年平均6.83億円と試算されま
す。

これは、これまでの投資的経費の1.57倍となります。

表 3-2 建築施設の更新費用の推計結果（単位：億円）

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5年計	5年平均 …①	40年計	40年平均 …②	
公共施設(建築施設)	21.82	4.36	273.35	6.83	1.57

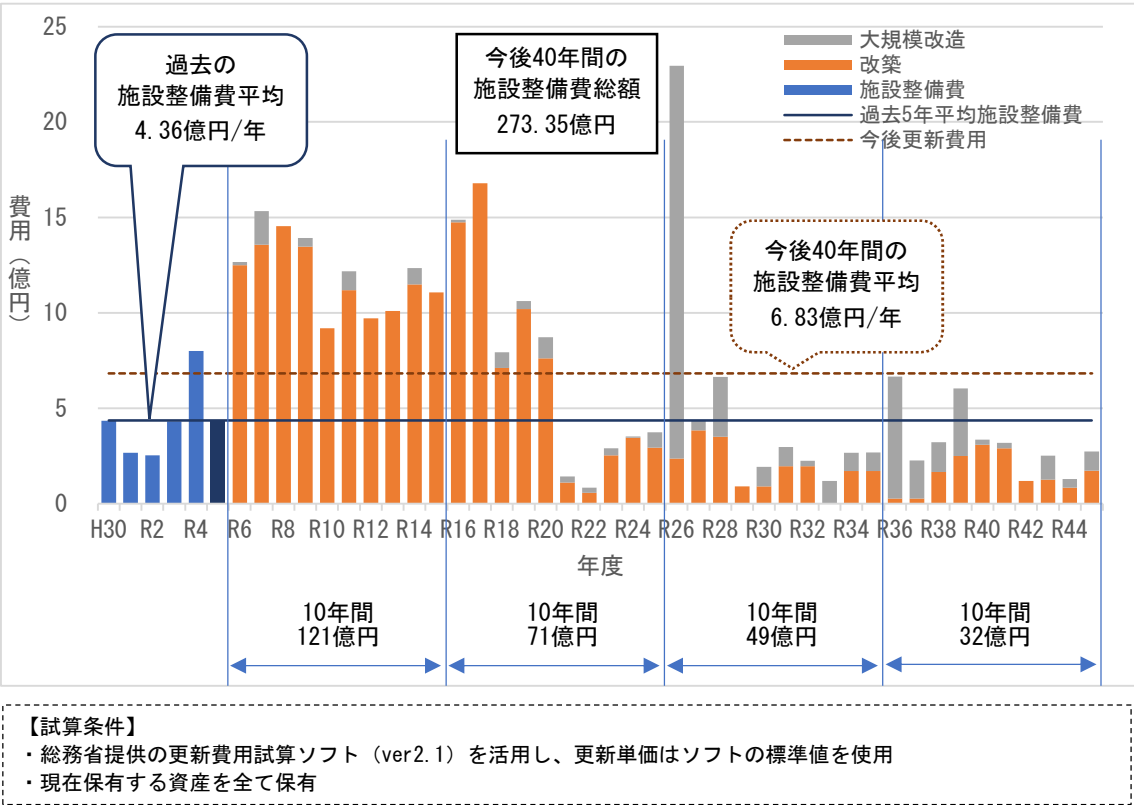


図 3-4 建築施設の更新費用の推計結果

表 3-3 建築施設の更新単価（万円/㎡）

施設大分類	A 行政系施設	B 福祉系施設	C 産業系施設	D 教育施設	D 教育施設 (教員住宅)	E 住宅施設	F 集会施設	G その他施設
改築単価	40	36	40	33	28	28	40	36
大規模改造単価	10	9	10	8.25	7	7	10	9

3-2 インフラ施設の現状と課題

3-2-1 インフラ施設の現状

令和 4 年度末時点でのインフラ施設の保有状況は、表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 インフラ施設の保有量（令和 4 年 3 月末現在）

種別	主な施設	施設数・面積等
道路	道路延長	102,826m
	道路面積	514,628 m ²
河川	流路延長（普通河川）	205.5 km
	2 級河川（管理延長）	11.7 km
橋梁	橋梁数	54 橋
	面積	5,788 m ²
上水道	管路延長	66,934m
	処理施設	浄水場: 2 施設 ポンプ場: 1 施設 配水池: 3 施設
公園	箇所数	4 箇所
	面積	364,821 m ²

3-2-2 年度別整備状況

(1) 道路

町道は総延長約 102.8 km、面積 514,628 m²となっています。このうち、町の骨格を形成する 1 級町道は 15.3 km (14.9%)、1 級町道以上を補完する 2 級町道は 20.4 km (19.9%)、1 級 2 級以外のその他道路は 67.1 km (65.2%) となっています。

舗装状況では、1 級町道は 39.5% (38,240.4 m²/96,769.3 m²)、2 級町道は 81.3% (74,704.0 m²/91,866.9 m²)、その他の道路は 48.0% (269,449.6 m²/325,991.8 m²) が未舗装となっています。

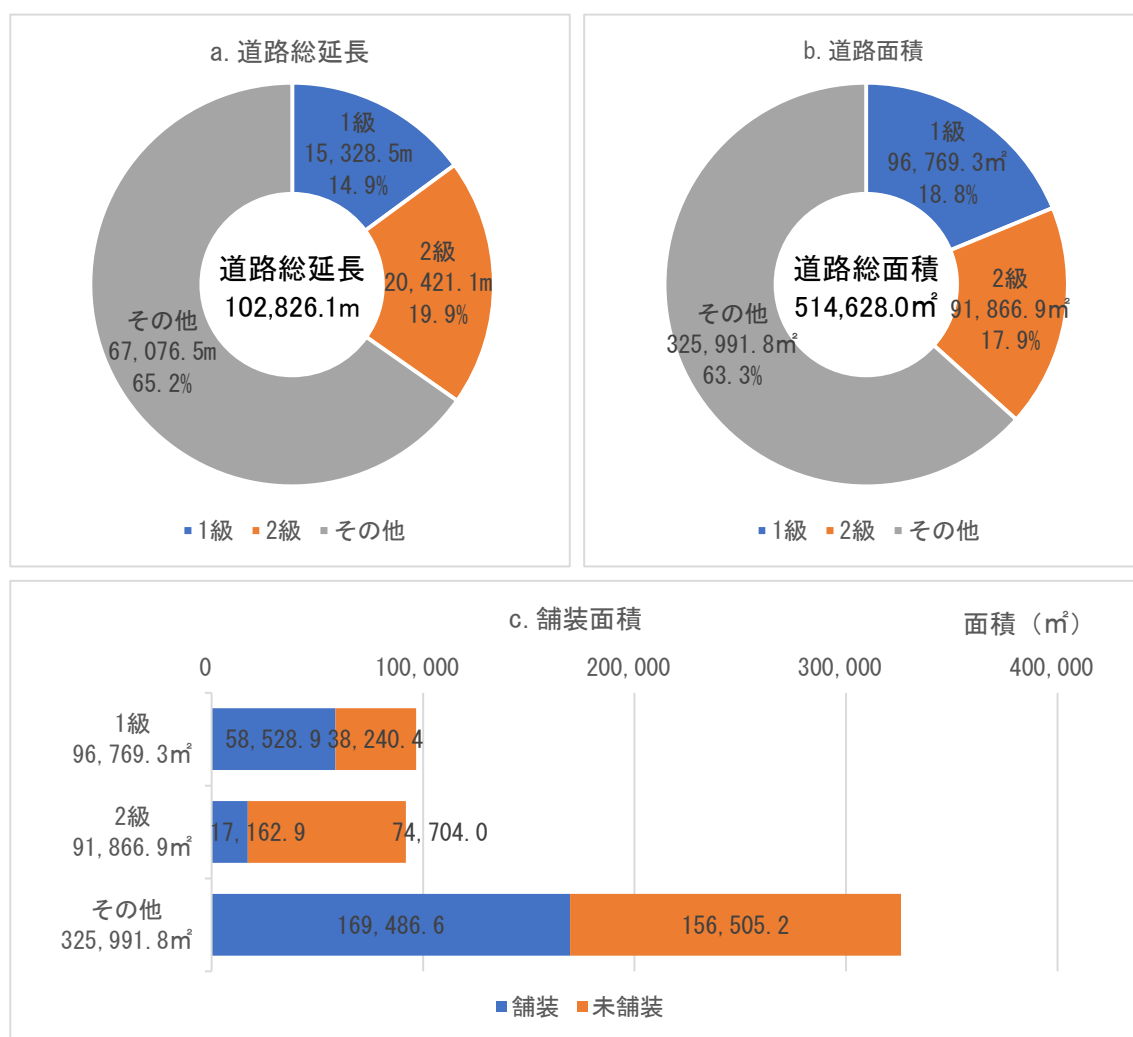


図 3-5 道路の総延長と面積

(2) 橋梁

橋梁は54橋あり、昭和28年から整備されています。耐用年数の60年以上の橋梁が5橋あります。

15m未満の橋梁が38橋で、全体の70.4%を占めています。

構造別に面積構成を見ると、PC橋が全体の60.2%を占めており、次いで鋼橋の27.6%となっています。

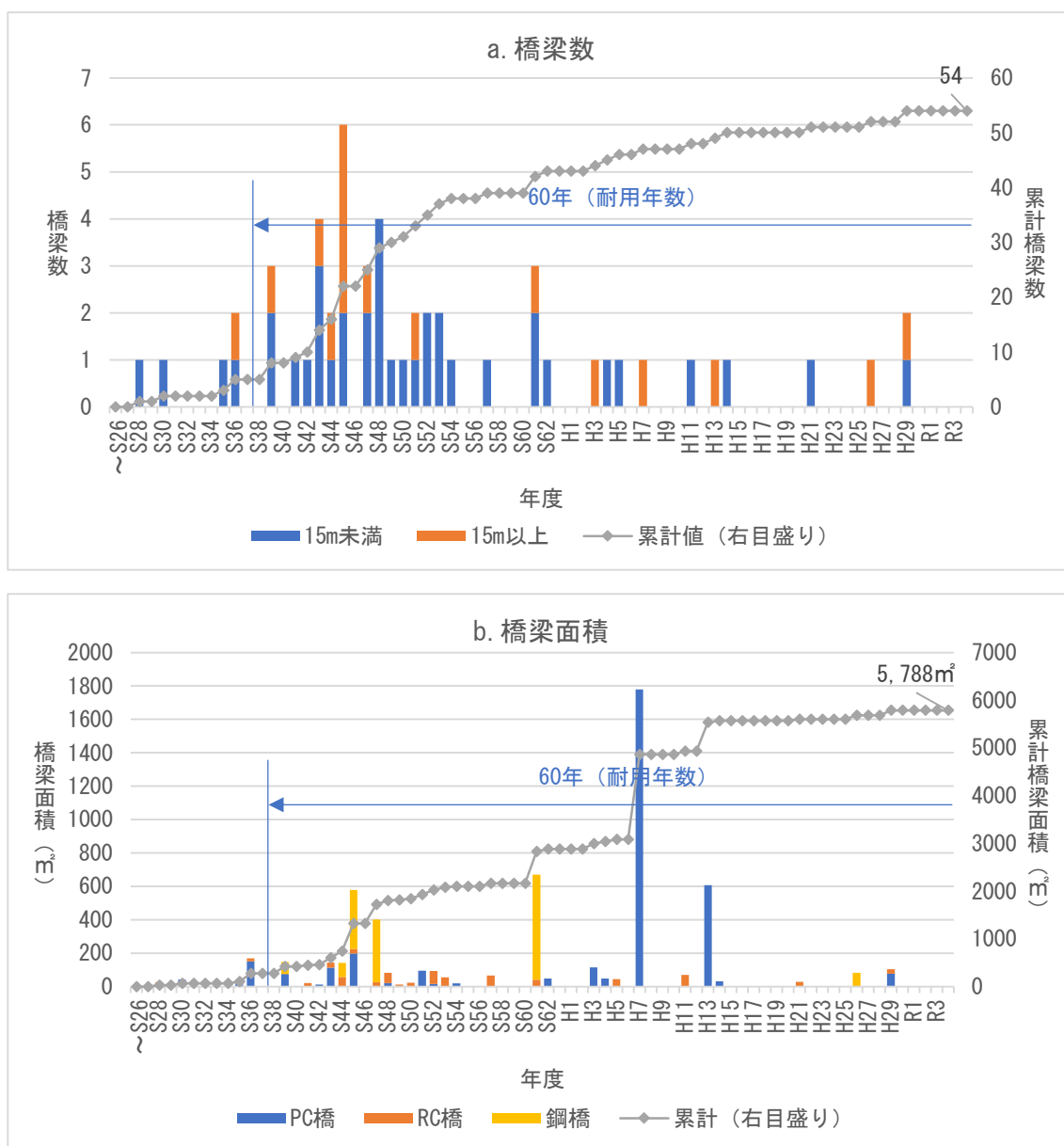


図 3-6 年度別整備数と面積

(3) 上水道

上水道管路は、昭和 29 年度から整備を開始し、昭和 55 年度の整備延長が最も長く 11,592m となっています。

総延長 66,934m のうち、耐用年数の 40 年を経過した管路が 35,551m (53.1%) を占めています。

処理施設は「岩部浄水場」「美山浄水場」「三岳ポンプ室」と配水池 3 施設、計 6 施設を管理しています。

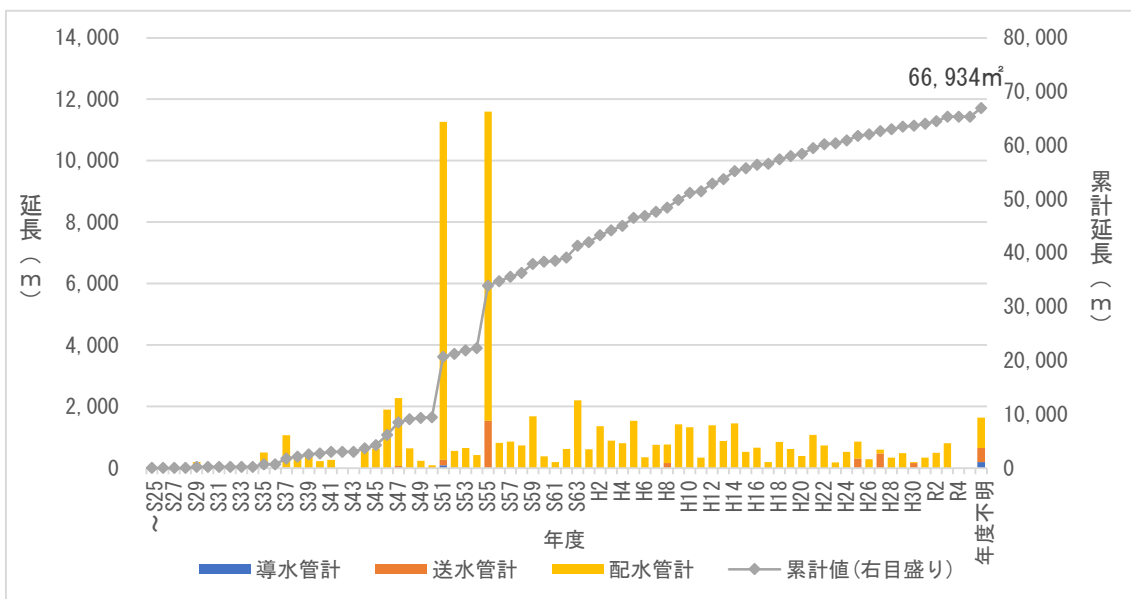


図 3-7 年度別整備延長

(4) 公園

公園は「メモリアルパーク」「新緑公園」「展望公園」「ファミリースポーツ公園」の 4 か所があり、面積は 364,821 m² となっています。

3-2-3 推計及び課題

(1) 道路

今後 40 年間で道路に関して必要となる更新費用は総額で 64.48 億円、年平均で 1.61 億円と想定され、これまでの投資的経費の 1.48 倍になります。

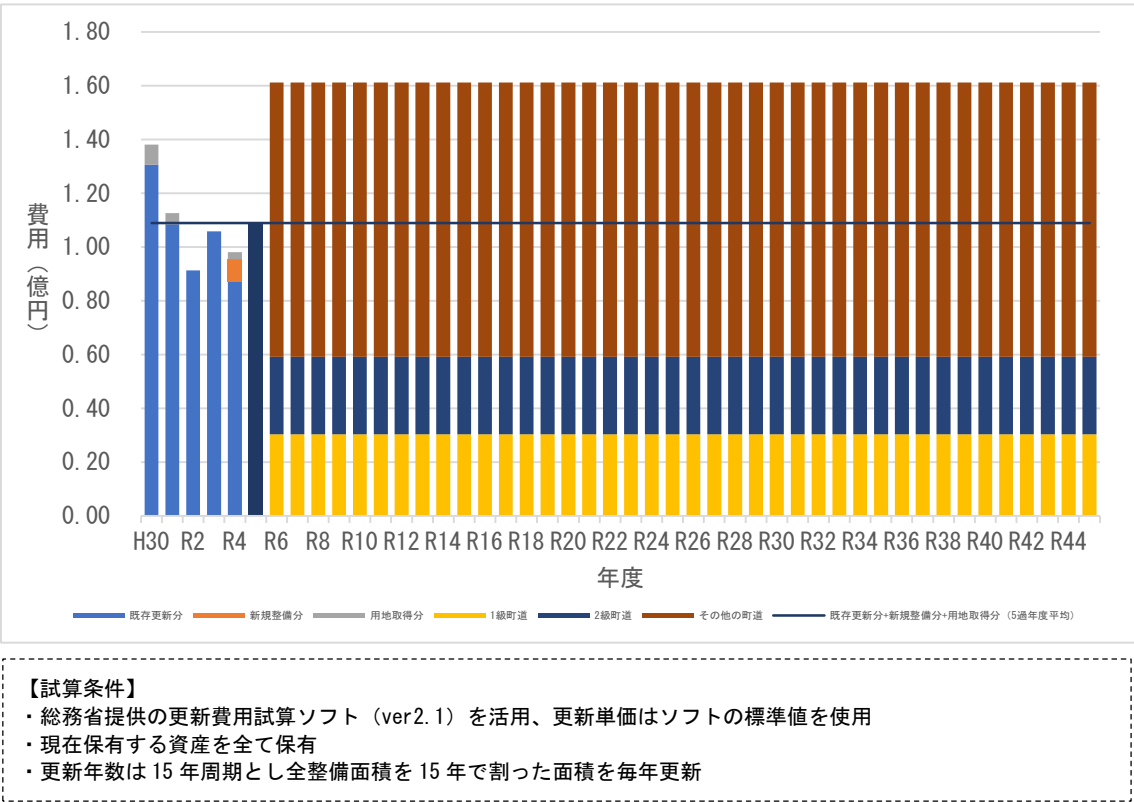


図 3-8 道路の更新費用の推計結果

(2) 橋梁

今後 40 年間で橋梁に関して必要となる更新費用は、総額で 23.65 億円、年平均で 0.59 億円と想定され、これまでの投資的経費の 1.97 倍となります。

令和 37 年に更新時期を迎える福島大橋の更新費用が 7.56 億円と、40 年間総額の 3 分の 1 近くを占める形で突出しています。

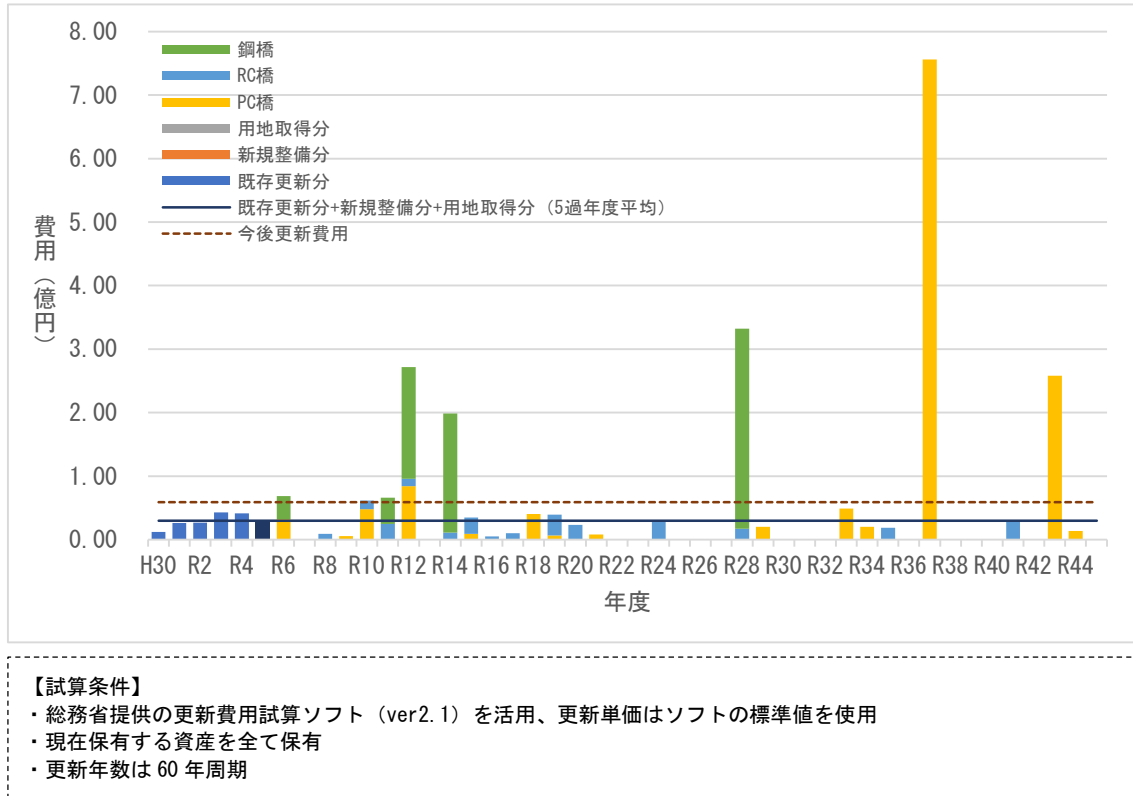


図 3-9 橋梁の更新費用の推計結果

(3) 上水道

今後 40 年間で上水道に関して必要となる更新費用（上水管路、処理施設、量水器）は、総額で 28.68 億円、年平均で 0.72 億円と想定され、これまでの投資的経費の 0.77 倍となります。

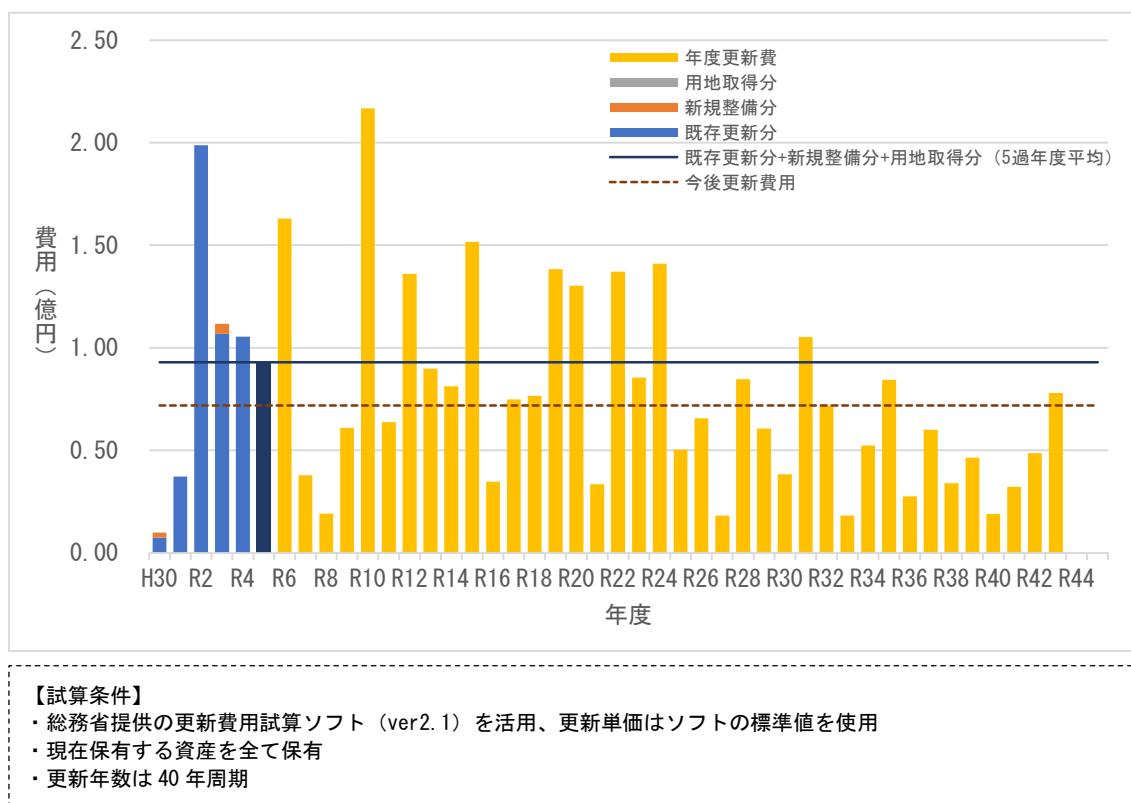


図 3-10 上水道の更新費用の推計結果

(4) 公園

今後 40 年間で公園に関して必要となる更新費用は、総額で 3.20 億円、年平均で 0.08 億円と想定され、これまでの投資的費用と同等となります。

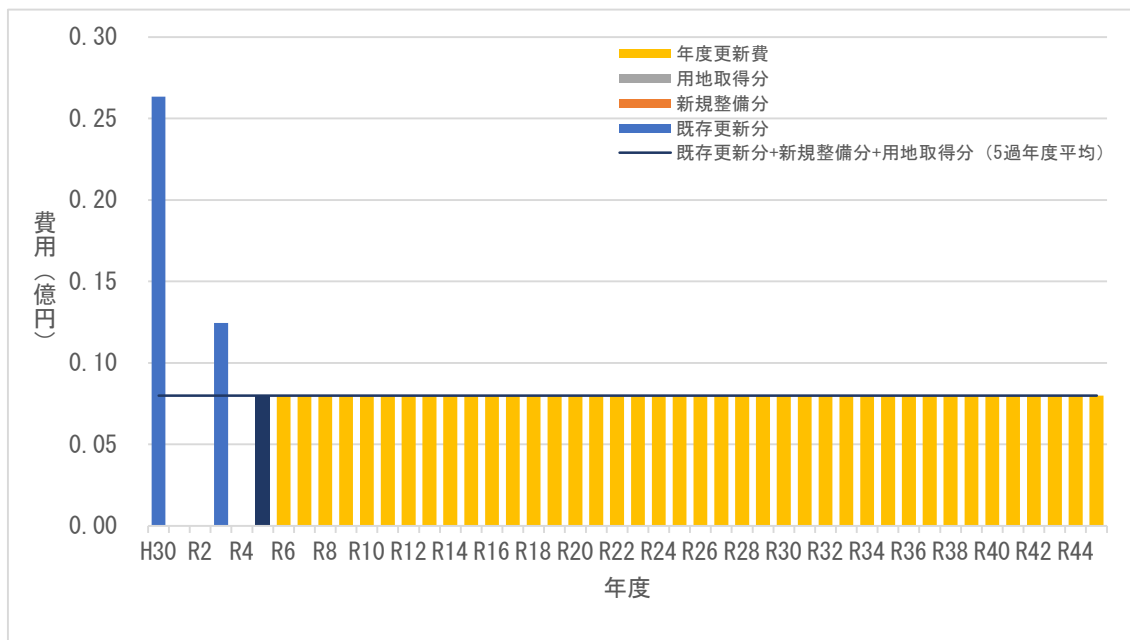


図 3-11 公園の更新費用の推計結果

(5) インフラ施設のまとめ

インフラ施設全体の更新費用の推計結果は、今後 40 年間で総額 120.01 億円、年平均 3.00 億円となり、これまでの投資的経費の 1.26 倍となります。

このため、これまでの手法によりインフラ施設全てを更新していくことは困難であり、管理手法の見直しが必要となります。

表 3-5 インフラ施設の更新費用の推計結果 (単位: 億円)

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5 年計	年平均 …①	40 年計	年平均 …②	
道路	5.46	1.09	64.48	1.61	1.48
橋梁	1.49	0.30	23.65	0.59	1.97
上水道	4.63	0.93	28.68	0.72	0.77
公園	0.39	0.08	3.20	0.08	1.00
計	11.97	2.39	120.01	3.00	1.26

4. 公共施設等総合管理計画の基本方針

4-1 現状や課題に関する基本認識

4-1-1 公共施設等の改修・更新等への対応

高度経済成長を背景に昭和 40 年代から平成初期にかけて整備された公共施設等については、老朽化が進んでいます。

今後、これらの公共施設等の改修・更新等の費用が益々は増大することが見込まれます。さらに、改修・更新等の費用が集中する年があるため、年度毎の支出に極端な増減が発生することが予想されます。

このような状況を回避するためには、改修・更新等の費用を抑制、平準化させるとともに、中長期的な視点による計画的な公共施設等の再編・管理に取り組む必要があります。

さらに、公共施設等の管理は、現在、各担当課により行われていますが、計画的な管理を推進するには、情報を一元管理し、効率的な管理・運営を実施するための組織体制の構築が必要と考えられます。

4-1-2 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、昭和 30 年の 13,428 をピークとして、その後は減少が続き、令和 2 年の国勢調査では 3,794 人となり、ピーク時の約 28%となっています。

将来推計によると、22 年後の令和 27 年には 1,500 人を下回ると予測されます。また、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加による高齢化が進み、老年人口割合は 60%になるものと推計されています。

このため、人口構造の変化と住民ニーズの変化に対応した、公共施設等の適正な規模、配置を検討していく必要があります。

4-1-3 逼迫する財政状況への対応

今後、本町は、人口減少に伴う町税収入等の減少と、少子高齢化による扶助費等の義務的経費の増加から、公共施設等の維持管理に要する財源確保が難しくなることが見込まれます。

一方、公共施設等の改修・更新等の費用の実績が年間約 6.75 億円であるのに対し、今後は、年平均で約 9.83 円の費用が必要になるという試算結果となっています。

厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営に係る費用を圧縮するとともに、機能の維持を図っていくことが重要となります。

4-2 公共施設等マネジメントの基本的な考え方

本町では平成27年1月に「福島町公共施設維持保全計画」を策定しています。

その内容は、町有建物の現状と課題、維持保全に向けた基本的な考え方、改修等の経費や時期などを示しています。

本計画では、公共施設やすべてのインフラ（道路、橋梁、上水道等の社会インフラを含む）を対象に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画とすることが求められています。

そこで、公共施設の維持管理の基本的な考え方に、インフラ施設の維持管理の基本的な考え方を追加して、「公共施設等総合管理計画」としてとりまとめます。

4-2-1 基本的な考え方

公共施設等の現状と課題、人口構成等の地域特性や町民ニーズを踏まえ、公共施設等のマネジメントについては、町民が安心・安全に暮らすことができ、健康で快適な生活環境を実現するために「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、原則として新たな施設整備や更新は最小限に抑制し、統廃合や規模縮小などによる施設保有量の適正化を図ります。

既存の公共施設等については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、保持していく必要があると認められるものについては、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入を検討することにより、効率的な管理・運営を図ります。

本町においては、以下の5つの基本的な考え方と基本方針により本計画を推進していきます。

■ 施設保有量の適正化

建築施設については、厳しい財政状況を踏まえ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、規模縮小を進めます。また、インフラ施設については、施設種別毎の特性を踏まえ、中長期的視点でそれぞれの整備計画に即した総量の適正化を図ります。

■ 公共施設等の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設等については、定期的な点検・診断と計画的な維持修繕を実施することにより長寿命化を推進しながら、安心・安全なサービスの提供に努め、環境への配慮と財政負担の軽減・平準化を図ります。

■ 既存施設の有効活用

「施設の維持から機能の維持」の視点に立ち、一定の公共サービスを確保しつつ、既存施設の管理運営形態の見直しや機能の集約、複合化などを進め、総量の抑制と経費削減を図ります。

■ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等を修繕・更新する際には、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を必要に応じて実施することで、公共施設等の性能の確保に努めます。

■ 脱炭素化の推進

地球温暖化の最大の原因である二酸化炭素の排出量の削減など脱炭素化に向けた取り組みの一環として、公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、グリーンインフラ※など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

脱炭素化の推進に向けて、本町は

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物における Z E B の実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ L E D 照明の導入

等の事業に、率先的に取り組みます。

※自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

4-2-2 基本方針

(1) 公共施設（建築施設）

■ 供給に関する方針

- ・ 町民ニーズや上位計画、関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえ、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。
- ・ 老朽化が著しいものの町民サービスを行う上で廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等を行います。
- ・ 施設や設備の共用による多目的利用、地域のニーズを踏まえた柔軟性を持った施設活用による機能の複合化、多機能化を進めます。特に、人口減少等により本来の役割を終え未利用となっている施設については、地域の実情等に応じて施設の有効活用を図るため、施設の転用、用途変更について検討していきます。

■ 品質に関する方針

- ・ 日常点検や定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。
- ・ 主要な施設の内、40年以上経過したものについては、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化により、計画的な維持管理を行い、必要に応じて長寿命化を図ります。

■ 財務に関する方針

- ・ 改修・更新等の費用の縮減と更新時期の分散化により、歳出予算の縮減と平準化を図ります。
- ・ 維持管理費用や業務内容を分析し、適正化を図ります。また、必要に応じて施設使用料を見直します。
- ・ PPP や PFI などの手法導入の可能性を検討するなど、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

(2) インフラ施設

■ 供給に関する方針

- ・ 人口減少や高齢化への対応等、社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

■ 品質に関する方針

- ・ 施設種別毎の特性を考慮し、中長期的な視点に基づく計画的な維持管理を行い、必要に応じて長寿命化を図ります。

■ 財務に関する方針

- ・ 計画的な点検や維持補修により、維持管理費の適正化及び平準化を図ります。

4-3 公共施設等の維持管理方針

4-3-1 公共施設（建築施設）の維持管理方針

公共施設（建築施設）の維持管理及び改修・更新は、経過年数により対処方法が異なるものと考えられます。

そこで、建設時期により新耐震基準前後に分類し、点検・診断、耐震化、改修・修繕、長寿命化及び更新の方針を整理します。

(1) 旧耐震基準建築物

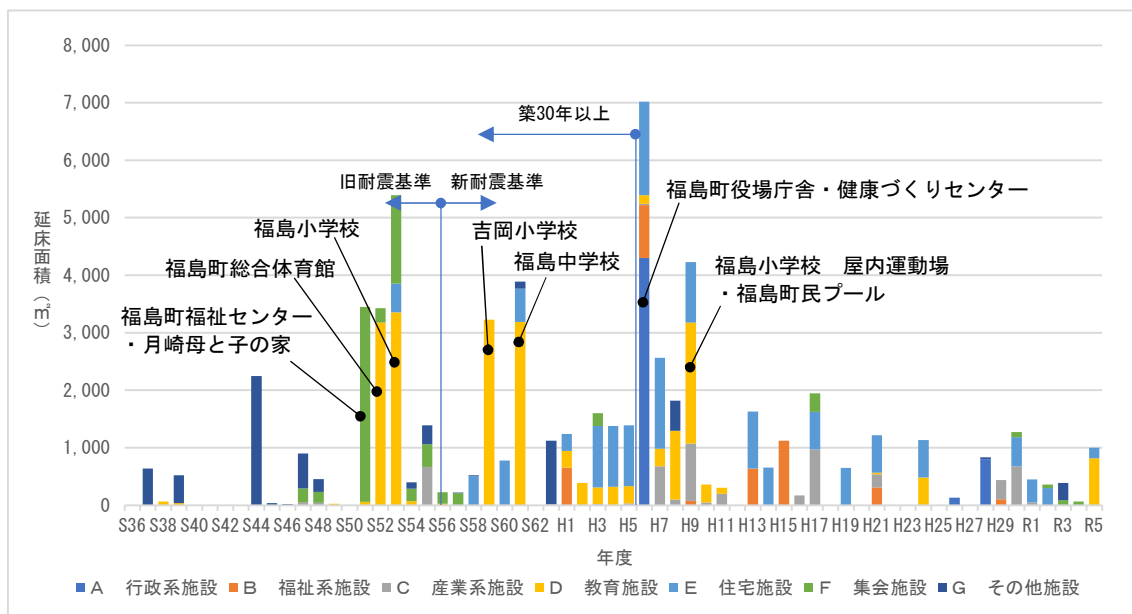
昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された建築物については、建物の安全性が確保されているか否かが重要であり、必要に応じて耐震診断を実施します。耐震性が認められた施設については、機能維持に向けた点検・診断を行うとともに、大規模改修の実施など、施設の継続活用を検討していきます。

耐震性を有していない施設については、耐震化に係る費用や利用状況等を考慮しながら、他施設との複合化、統合・廃止、規模縮小等を検討します。

(2) 新耐震基準建築物

新耐震基準に適合し、昭和 50 年代に建築された施設は、建築後概ね 40 年が経過しており、大規模改修、長寿命化改修等が必要な時期を迎えています。今後は、日常点検や定期点検を実施するとともに、利用者の多い施設を中心に劣化調査の実施等により状況を把握し、その調査結果を踏まえて大規模改修等を実施していきます。

また、平成に入ってから建築された比較的新しい建築物については、長期使用を前提として、日常点検や定期点検の実施により状況の把握に努め、必要に応じて修繕や改修を行います。また、建築後 20 年を目安に大規模改修、建築後 40 年を目安に長寿命化改修等の実施を検討していきます。

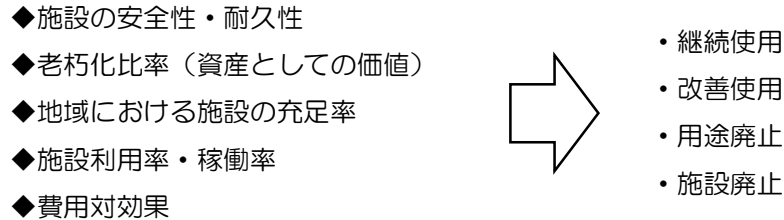


	旧耐震基準建築物	新耐震基準建築物
点検・診断	・必要に応じて耐震診断を実施 ・耐震性がある建物は、機能維持に向けて点検・診断を実施	・日常点検や定期点検を実施 ・利用者が多い施設を中心に劣化調査を実施 ・長期使用を前提として日常点検や定期点検を実施 ・建築後 15 年を目安に劣化調査を実施
耐震化	・地震災害から町民の生命及び財産を守るために、耐震診断、耐震改修を実施	
改修・修繕	・耐震化と合わせて大規模改修を検討	・大規模改修の実施時期を迎えている建物は、劣化調査を踏まえ、修繕、大規模改修を検討
長寿命化	・継続活用の施設については、大規模改修を検討	・定期点検や劣化調査を踏まえ、予防的な修繕を検討
更新	・耐震性がない建物については、費用や利用状況を考慮しながら、複合化、統廃合、規模縮小を検討	・利用状況等を考慮しながら複合化等を検討

図 4-1 旧耐震基準と新耐震基準建物の改修・更新の方針

(3) 統廃合の実施方針

町民サービスについて一定の水準を確保しつつ、公共施設（建築施設）の統合や廃止に向けた施策を検討します。そのためには、多角的な視点で、施設を評価する必要があります。特に施設の統合や廃止によって町民サービスの水準低下が伴う場合には、その影響を最小限に留めることを念頭に置き、町民・地域との協議により合意形成を図ります。



施設を評価するにあたっては、施設で行われているサービスに関する評価と、建物の状態に関する評価を行い、総合的な検討を行っていきます。

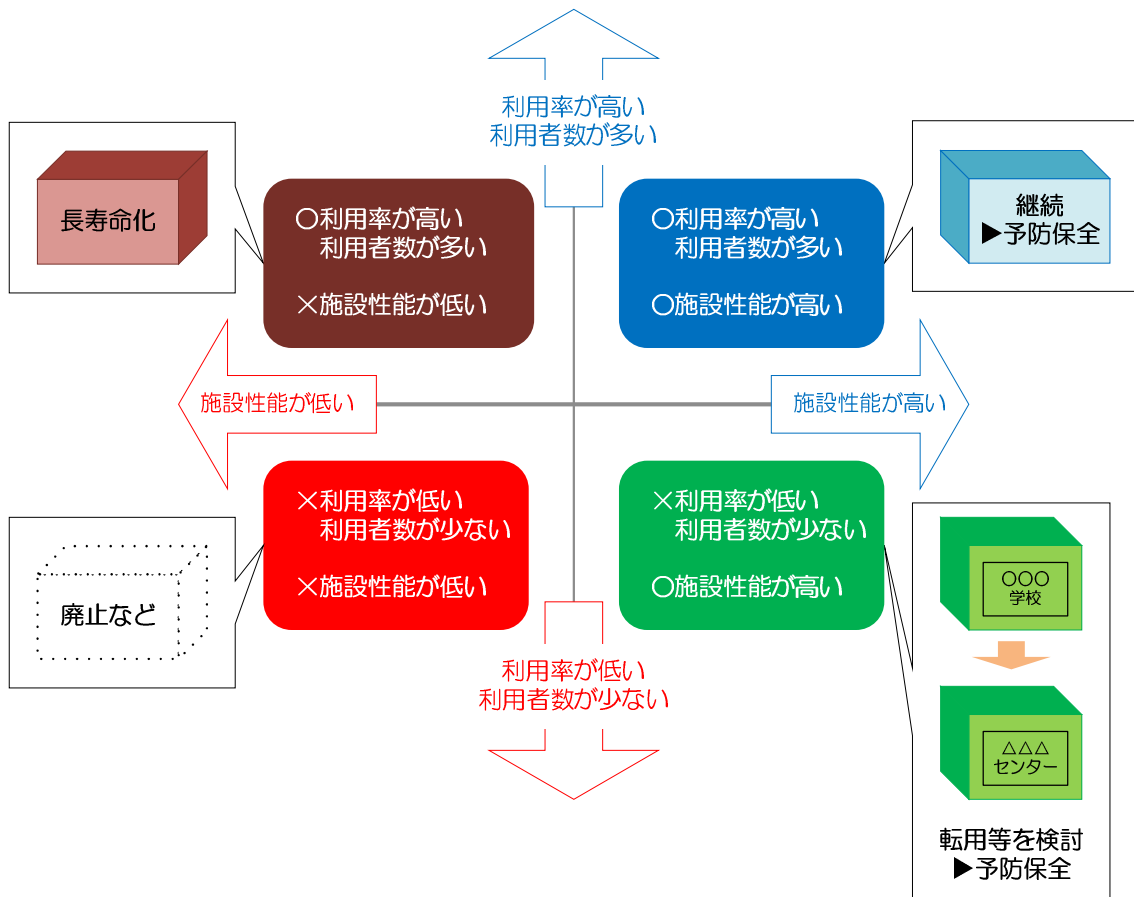


図 4-2 施設評価の基本的な考え方

(4) 長寿命化した場合の今後の施設維持更新費用の削減効果

今後すべての公共施設（建築施設）を保有し続けた場合の40年間の維持更新費用は総額273.35億円、年平均6.83億円と試算されます。

注1) 試算条件は大規模改造20年周期、改築40年周期とします。

注2) GE年度の施設整備費は予定とします。

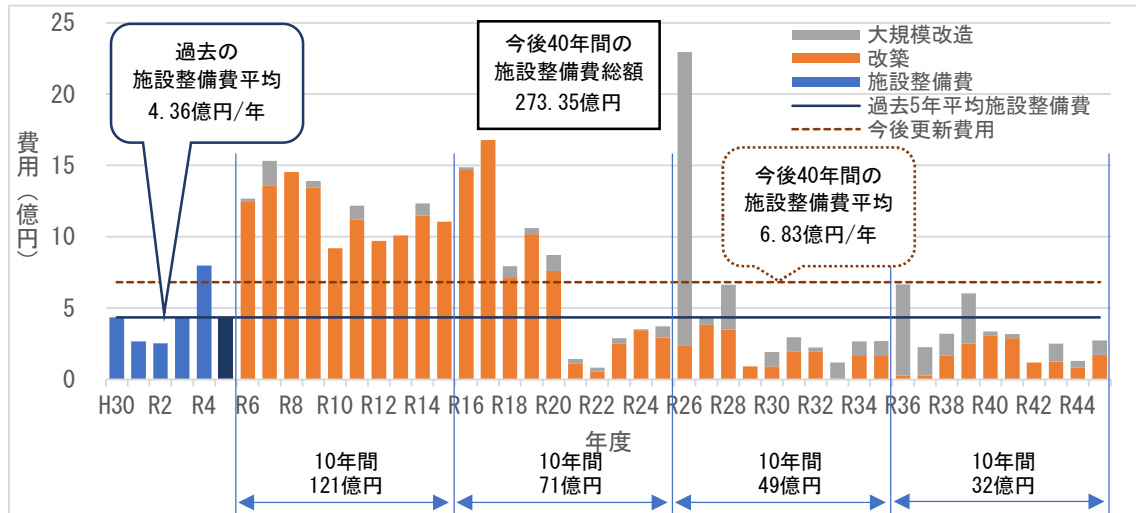


図 4-3 従来型改修

公共施設の長寿命化改修費用を試算した結果が、以下のグラフになります。改築費用が大幅に削減され、各年度の施設整備費用の平準化が図られます。特に、直近の10年間で効果が最も大きく、約35億円の維持更新費用の削減が可能です。

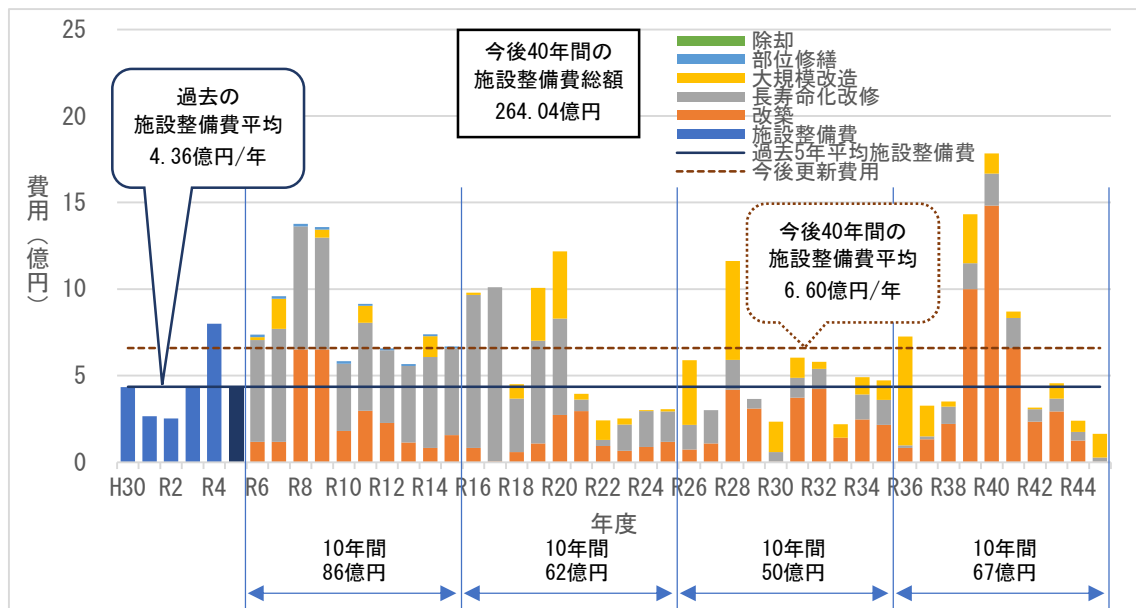


図 4-4 長寿命化改修

注 3) 長寿命化改修を行った場合の改修周期については、築 40 年で長寿命化改修、築 20 年、築 60 年に大規模改造を行い、最終的には鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物は築 80 年、木造の建物は築 60 年で改築するものとします。

また、既に築 40 年を超えている建物は、今後 10 年以内に長寿命化改修、改築、除却等の実施を目標とします。その他、劣化状況評価が D 部位・C 部位に関しては、今後 10 年以内に部位修繕を行います。

表 4-1 長寿命化改修の場合の施設類型別整備単価(万円/㎡)

施設大分類	改築単価	長寿命改修単価	大規模改造単価
A 行政系施設	40	24	10
B 福祉系施設	36	21.6	9
C 産業系施設	40	24	10
D 教育施設	33	19.8	8.25
D 教育施設(教員住宅)	28	16.8	7
E 住宅施設	28	16.8	7
F 集会施設	40	24	10
その他施設	36	21.6	9

※改築単価：「公共施設等総合管理計画」の試算条件値

※長寿命改修単価、大規模改造単価：文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定」計算ソフト算定値

(5) 対策の実績

● 町内会館の統合

老朽化が進行していた「旧宮歌生活館」と「旧豊浜母と子の家」の近接した二つの「F 集会施設」を統合し、新しく「宮歌・豊浜町内会館」を建設しました。



表 4-2 施設の位置関係



■ 施設の統合によるメリット

- ・ 既存2施設の延床面積合計435.51㎡に対して、新設建物の延床面積は88.33㎡と、約5分の1に縮減しました。今後、2つの建物を長寿命化や大規模改修を行って維持していくのに比べ、大幅な経費の削減が見込めます。
- ・ また、周辺住民の数も減少していることから、コンパクトで使いやすい新しい施設に生まれ替わり、施設利用率も向上しています。

4-3-2 インフラ施設の維持管理の方針

(1) 点検診断の実施方針

インフラ施設は生活・産業面における基盤となるものであり、利用者の安全性確保のため安定した供給・処理が行われることが極めて重要です。そのため、適切な点検・診断と、その結果に基づいて必要な措置を行い、それによって得られた施設の状態等を記録し、次の診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築により効率的な維持管理を推進します。これにより、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新の実施方針

インフラ施設は、複合化、集約化等や用途変更、施設廃止等の取組みに適さないことから、公共施設（建築施設）とは異なる維持管理を行います。

施設種別毎に、整備状況や老朽化の度合い等から維持管理方法を検討し、その結果を踏まえて重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に即した管理水準を設定

します。

また、定期的な点検により、劣化状況等の把握・評価を行い、中長期的な更新、修繕計画を策定します。点検で収集したデータについては、蓄積管理しデータベース化します。

更に、施設の状況、財政事情等を総合的に判断し、定期的に管理水準等の見直しを行うとともに、目標を再設定します。

(3) 安全確保の実施方針

インフラ施設における安全確保は、利用者の安全を担保し、万一の事故・事件・災害に遭遇した時の損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧できる体制を整えることが必要です。

このため、点検・診断等により危険性が認められたインフラ施設については、評価の内容に沿って安全確保のための改修を実施します。その中で、高い危険性が認められたものや今後も利用見込みのないものについては、総合的な判断に基づき改修せずに供用廃止を検討していきます。

(4) 長寿命化の実施方針

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。既に策定されている「福島町橋梁長寿命化修繕計画」（令和5年6月改訂）については、内容を十分に踏まえ、全庁的な観点で本計画と整合を図りながら推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画についても、本計画の方向性と整合を図るものとします。

(5) 統合や廃止の推進方針

インフラ施設は、複合化・集約化等の改善や用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、公共施設（建築施設）とは異なる観点・方法による評価や実行を行います。

① 方向性の検討

施設種類ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。その結果から施設の重要度に応じた個別の管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

② 現状把握

定期的な点検により、劣化進行等の状態を把握して評価を行うとともに、データの蓄積を行います。

③ 更新・補修の実施

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定・実施します。

④ 取組の見直し

施設の状況、財政事情等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

4-4 施設類型別の基本方針

公共施設等の基本方針を踏まえ、以下では施設類型別の基本方針を示します。

施設類型別の基本方針については、各施設の特性を踏まえた上で、供給に関する方針、品質に関する方針、財務に関する方針を整理します。

今後はこの基本方針を踏まえ、個別に公共施設マネジメントを推進していきます。

4-4-1 公共施設（建築施設）

(1) A 行政系施設

■ 施設概要

「A 行政系施設」については、「福島町役場庁舎・健康づくりセンター」とその車庫、「防災備蓄倉庫」「吉岡総合センター」とその付属棟の3施設5建物を保有しています。いずれも経過年数30年未満で、比較的新しい建物のみとなっています。

■ 基本的な方針

○ 供給に関する方針

- ・災害時の防災拠点となる施設は、町民の安全確保の観点から、今後の改修・更新については機能の集約化や他の施設との複合化を検討します。

○ 品質に関する方針

- ・定期点検を実施し、劣化状況に合わせて修繕・改修を実施します。

○ 財務に関する方針

- ・現状の維持管理・修繕にかかる費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

■ 今後の長寿命化計画実施

「福島町役場庁舎・健康づくりセンター」は、平成26年度に外壁等改修を実施しました。今後も計画的な保全を行っていきます。

(2) B 福祉系施設

■ 施設概要

「B 福祉系施設」については、「福島町温泉健康保養センター（ゆとらぎ館）」「福島町墓地公園」「認定こども園福島保育所」「福島町生活支援ハウス（やまゆり荘）」「福島町火葬場」「福島町墓地公園」「福島町国民健康保険診療所（やまゆりクリニック）」の6施設10建物を保有しています。

9建物が経過年数30年未満で、比較的新しい建物となっています。

■ 基本的な方針

○ 供給に関する方針

- ・「福島町温泉健康保養センター（ゆとらぎ館）」については、温泉施設の性質上、建物・設備の老朽化が通常の施設より早く進むことから、現状の老朽化に対応し新たに整備し

ます。

- ・「認定こども園福島保育所」については、園児数の増減などを適切に踏まえた規模で改修・更新を検討します。
- ・将来的には高齢者人口の減少も予想されることから、その動向を踏まえながら、今後の維持や更新を検討します。

○ 品質に関する方針

- ・定期点検を実施し、劣化状況に合わせて修繕・改修を実施します。

○ 財務に関する方針

- ・現状の維持管理・修繕にかかる費用を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

■ 今後の長寿命化計画実施

「公共施設維持保全計画」の方針を継承し、500 ㎡以上の大型施設は予防保全（長寿命化、耐震化）、500 ㎡未満の施設は維持保全（長寿命化）を図ることとし、状況に合わせて計画的な保全を行っていきます。

(3) C 産業系施設

■ 施設概要

「C 産業系施設」については、「福島町青函トンネル記念館」「横綱千代の山・千代の富士記念館」等の観光施設、「製氷冷蔵庫」「ウニ種苗育成センター」「福島町水産物蓄養施設」等の漁業関連施設を中心に、19 施設 25 建物を保有しています。

経過年数 30 年以上の建物が 8 建物（32.0%）、そのうち 5 建物（20.0%）が昭和 56（1981）年 5 月以前に整備された旧耐震基準の建物です。

■ 基本的な方針

○ 供給に関する方針

- ・「松浦展望台」については、道立自然公園を所管する機関と協議を行いながら解体を進めていきます。
- ・将来における前浜資源の安定的な生産確立を図るため、新たな総合的種苗生産施設を整備します。
- ・その他の施設は、利用状況などを考慮しながら今後の修繕・更新を検討します。

○ 品質に関する方針

- ・定期点検を実施し、劣化状況に合わせて修繕・改修を実施します。

○ 財務に関する方針

- ・現状の維持管理・修繕にかかる費用を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

■ 今後の長寿命化計画実施

「公共施設維持保全計画」の方針を継承し、500 ㎡以上の大型施設は予防保全（長寿命化、耐震化）、500 ㎡未満の施設は維持保全（長寿命化）を図ることとし、状況に合わせて

て計画的な保全を行っていきます。

(4) D 教育施設

■ 施設概要

「D 教育施設」については、小学校 2 校、中学校 1 校、学校給食センター、教員住宅の他、「福島町総合体育館」「福島町民プール」等、14 施設 43 建物を保有しています。

経過年数 30 年以上の建物が 25 建物（58.1%）、そのうち 8 建物（18.6%）が昭和 56（1981）年 5 月以前に整備された旧耐震基準の建物です。

■ 基本的な方針

○ 供給に関する方針

- ・ 小学校、中学校については、今後の改修・更新の検討にあたって生徒数を適切に踏まえた規模とします。
- ・ すでに廃校となった施設のうち、「旧浦和小学校」は他の用途等に転用予定です。その他の施設は解体、もしくは解体予定です。

○ 品質に関する方針

- ・ 小学校、中学校は児童・生徒が日常的に使用する施設であり、災害時の広域避難施設となることから、定期点検の実施による予防保全を図り長寿命化を推進します。

○ 財務に関する方針

- ・ 現状の維持管理・修繕にかかる費用を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

■ 今後の長寿命化計画実施

「公共施設維持保全計画」の方針を継承し、500 m²以上の大型施設は予防保全（長寿命化、耐震化）、500 m²未満の施設は維持保全（長寿命化）を図ることとし、状況に合わせて計画的な保全を行っていきます。

健全度が低く劣化が顕著な部位がある施設の部位改修を行うとともに、長寿命化改修に向けた検討を行っていきます。

財源については、起債等を活用し、財政負担を軽減します。

(5) E 住宅施設

■ 施設概要

「E 住宅施設」については、公営住宅と物置等の附属設備を合わせて、16 施設 46 建物を保有しています。

経過年数 30 年以上の建物が 18 建物（39.1%）、そのうち 2 建物（4.3%）が昭和 56（1981）年 5 月以前に整備された旧耐震基準の建物です。

■ 基本的な方針

○ 供給・品質に関する方針

- ・平成 26 年 3 月に策定された「福島町公営住宅等長寿命化計画」との整合性を図り、利用状況などを考慮しながら今後の修繕・更新を検討します。

○ 財務に関する方針

- ・現状の維持管理・修繕にかかる費用を分析し、維持管理費用や家賃等の適正化を図ります。

■ 今後の長寿命化計画実施

長寿命化に関する基本方針

① ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針

今後、予防保全的な修繕や改善などを的確に実施できるよう、次の方針により公営住宅等の状態の把握、維持管理を行います。

- ・福島町が管理している公営住宅等について、建設、修繕等の維持管理データを住棟単位で適切に整理します。
- ・公営住宅等について定期的な点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。
- ・整備、修繕等の履歴に関するデータを整備し、必要に応じて随時情報を確認できる仕組みを整えます。

② 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

公営住宅の長寿命化には、建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下を未然に防止する予防保全的な維持管理が重要なことから、次の方針により公営住宅等の長寿命化に向けて取り組みます。

- ・定期点検の実施など予防保全的な維持管理に努めるとともに、住棟の耐久性を高め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・定期点検の際は、建物の老朽化や劣化による事故を未然に防ぐためのチェックを行い、修繕等を適宜適切に実施できるよう、必要な箇所の点検に努めます。

出典：「福島町公営住宅等長寿命化計画」（平成 26 年 3 月策定）

(6) F 集会施設

■ 施設概要

「F 集会施設」については、町内会館等を中心に、18 施設 18 建物を保有しています。

経過年数 30 年以上の建物が 13 建物（72.2%）、そのうち 10 建物（55.6%）が昭和 56（1981）年 5 月以前に整備された旧耐震基準の建物と、老朽化が進んでいます。

■ 基本的な方針

○ 供給に関する方針

- ・災害時の防災拠点となる施設は、町民の安全確保の観点から、今後の改修・更新につい

ては機能の集約化や他の施設との複合化を検討します。

○ **品質に関する方針**

・ 定期点検を実施し、劣化状況に合わせて修繕・改修を実施します。

○ **財務に関する方針**

・ 現状の維持管理・修繕にかかる費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

■ **今後の長寿命化計画実施**

「公共施設維持保全計画」の方針を継承し、調査結果を踏まえ、状況に合わせて計画的な保全を行っていきます。

健全度が低く劣化が顕著な部位がある施設の部位改修を行うとともに、長寿命化改修に向けた検討を行っていきます。

(7) G その他施設

■ **施設概要**

「G その他施設」については、テレビ中継局、バス待合所、町有建物等、16 施設 21 建物を保有しています。うち、4 施設 6 建物は民間に貸付中です。

経過年数 30 年以上の建物が 17 建物（80.1%）、そのうち 12 建物（57.1%）が昭和 56（1981）年 5 月以前に整備された旧耐震基準の建物です。

■ **基本的な方針**

○ **供給に関する方針**

・ 災害時の防災拠点となる施設は、町民の安全確保の観点から、今後の改修・更新については機能の集約化や他の施設との複合化を検討します。

○ **品質に関する方針**

・ 定期点検を実施し、劣化状況に合わせて修繕・改修を実施します。

○ **財務に関する方針**

・ 現状の維持管理・修繕にかかる費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

■ **今後の長寿命化計画実施**

「公共施設維持保全計画」の方針を継承し、500 ㎡以上の大型施設は予防保全（長寿命化、耐震化）、500 ㎡未満の施設は維持保全（長寿命化）を図ることとし、状況に合わせて計画的な保全を行っていきます。

(8) 対象施設一覧

表 4-3 対象施設一覧

施設分類	施設番号	建物番号	建物名	延床面積(m ²)	建築年度	構造	避難施設	耐震基準
A 行政系施設	1	1	福島町役場庁舎・健康づくりセンター	3,720	H6	RC	○	新
		2	福島町役場車庫	577	H6	S		新
	2	3	防災備蓄倉庫	132	H26	RC		新
	3	4	吉岡総合センター	765	H28	W	○	新
		5	吉岡総合センター(付属棟)	31	H28	RC		新
B 福祉系施設	4	6	福島町温泉健康保養センター(ゆとらぎ館)	921	H6	RC		新
	5	7	福島町墓地公園管理棟	51	H9	W		新
		8	福島町墓地公園東屋	25	H9	W		新
	6	9	認定こども園福島保育所	613	H13	W		新
		10	福島町地域子育て支援センター	105	H29	W		新
		11	認定こども園福島保育所倉庫	26	H13	W		新
	7	12	福島町生活支援ハウス(やまゆり荘)	1,119	H15	RC		新
	8	13	福島町火葬場	299	H21	RC		新
		14	福島町火葬場 遺灰堂	7	H21	W		新
	9	15	福島町国民健康保険診療所(やまゆりクリニック)	652	H1	RC		新
C 産業系施設	10	16	鏡山公園土俵上屋	49	H10	S		新
	11	17	岩部展望台	54	S47	RC		旧
	12	18	展望公園総合案内所	49	S55	W		旧
		19	展望公園便所(2棟)	41	S55	CB		旧
	13	20	トンネルメモリアルパーク便所	15	S63	CB		新
	14	21	吉岡漁港便所	17	H3	CB		新
	15	22	製氷冷蔵庫	577	S55	RC		旧
	16	23	千軒登山休憩所	28	H5	W		新
	17	24	福島漁港便所	20	H6	CB		新
	18	25	ウニ種育苗成センター 管理棟育成棟	560	H7	S		新
		26	ウニ種育苗成センター 機械室	81	H7	S		新
		27	ウニ種育苗成センター ポンプ室	37	H7	RC		新
	19	28	福島町特産品センター	96	H8	CB		新
	20	29	横綱千代の山・千代の富士記念館	995	H9	RC		新
	21	30	みなと交流館	195	H11	W		新
	22	31	福島町水産物蓄養施設	165	H16	S		新
		32	福島町水産物蓄養施設 ポンプ室	6	H16	RC		新
	23	33	福島町青函トンネル記念館(物置・ブロー室含む)	970	H17	S		新
	24	34	福島町水産物荷捌施設	230	H21	S		新
	25	35	松浦展望台	41	S48	RC		旧
	26	36	福島町製氷貯氷施設	331	H29	S		新
	27	37	福島町アワビ養殖加工施設 飼育棟	495	H30	W		新
		38	福島町アワビ養殖加工施設 ポンプ室棟	12	H30	W		新
		39	福島町アワビ養殖加工施設 管理棟	170	H30	S		新
	28	40	岩部地区交流センター	47	H31	W	○	新
D 教育施設	29	41	福島小学校	3,340	S53	RC	○	旧
		42	福島小学校 屋内運動場	1,084	H9	簡易耐火		新
		43	福島小学校 渡り廊下	16	S53	RC		旧

施設分類	施設番号	建物番号	建物名	延床面積(m ²)	建築年度	構造	避難施設	耐震基準
E 住宅施設	47	91	丸山団地58の3～4	126	S58	簡易耐火		新
		92	丸山団地58の5～6	126	S58	簡易耐火		新
		93	丸山団地58の7～8	126	S58	簡易耐火		新
		94	丸山団地60の1～4	266	S60	簡易耐火		新
		95	丸山団地60の5～8	254	S60	簡易耐火		新
		96	丸山団地60の9～12	254	S60	簡易耐火		新
	48	97	美山団地61の1～4	275	S61	簡易耐火		新
		98	美山団地61の5～8	275	S61	簡易耐火		新
		99	美山団地61の1～8 物置(2棟)	26	S61	簡易耐火		新
		100	美山団地元の1～4	278	S64	簡易耐火		新
		101	美山団地元の1～4 物置	13	S64	簡易耐火		新
	49	102	三岳団地 1号棟・H3 101～112	1,055	H3	耐火		新
		103	三岳団地 2号棟・H4 201～212	1,055	H4	耐火		新
		104	三岳団地 3号棟・H5 301～312	1,055	H5	耐火		新
		105	三岳団地 4号棟・H5 401～406	570	H6	耐火		新
		106	三岳団地 6号棟・H5 601～612	1,055	H6	耐火		新
		107	三岳団地 7号棟・H7 701～706	528	H7	耐火		新
		108	三岳団地 5号棟・H7 501～512	1,055	H7	耐火		新
		109	三岳団地 8号棟・H8 801～812	1,055	H9	耐火		新
	50	110	美山団地建替A棟	943	H13	耐火		新
		111	美山団地建替A棟 物置(3棟)	39	H13	W		新
		112	美山団地建替B棟	629	H14	耐火		新
		113	美山団地建替B棟 物置(2棟)	26	H14	W		新
	51	114	丸山団地建替1号棟	621	H17	簡易耐火		新
		115	丸山団地建替1号棟 物置	27	H17	W		新
		116	丸山団地建替2号棟	621	H19	簡易耐火		新
		117	丸山団地建替2号棟 物置	27	H19	W		新
		118	丸山団地建替3号棟	621	H21	簡易耐火		新
		119	丸山団地建替3号棟 物置	27	H21	W		新
	52	120	丸山団地建替4号棟	621	H24	簡易耐火		新
		121	丸山団地建替4号棟物置	27	H24	W		新
	53	122	福島町国民健康保険診療所医師用住宅	86	H31	W		新
		123	福島町国民健康保険診療所医師用住宅 車庫	20	H31	S		新
	54	124	丸山団地町営住宅(H30-A 棟)	254	H30	W		新
	55	125	丸山団地町営住宅(H30-B 棟)	254	H30	W		新
	56	126	丸山団地町営住宅(R1 棟)	296	H31	W		新
	57	127	丸山団地町営住宅(R2 棟)	296	R2	W		新
	58	128	定住向け町有住宅新栄1号棟	169	R5	W		新
		129	定住向け町有住宅新栄1号棟 物置	13	R5	W		新
F 集会施設	59	130	白符ふれあいセンター(旧白符保育所)	560	S53	W	○	旧
	60	131	福島町福祉センター	3,141	S51	RC	○	旧
	61	132	福島漁村環境改善総合センター	393	S55	RC	○	旧
	62	133	吉岡漁村環境改善総合センター	775	S53	RC		旧
	63	134	新栄町集会所	220	S54	W		旧
	64	135	丸山地区会館	210	S57	W		新
	65	136	月崎2町内会館	250	S51	W	○	旧
	66	137	月崎1町内会館	250	S52	W	○	旧

施設分類	施設番号	建物番号	建物名	延床面積(m ²)	建築年度	構造	避難施設	耐震基準
F 集会施設	67	138	緑町母と子の家	202	S56	W	○	新
	68	139	三岳1町内会館	191	S48	W	○	旧
	69	140	松浦・吉野町内会館	202	S53	W	○	旧
	70	141	日向町内会館	236	S47	CB	○	旧
	71	142	浦和町内会館	218	H3	W	○	新
	72	143	福島町活性化センター「あづま〜る」	323	H17	RC	○	新
	73	144	宮歌・豊浜町内会館	88	H30	W	○	新
	74	145	塩釜町内会館	62	R2	W	○	新
	75	146	三岳2町内会館	88	R3	W	○	新
	76	147	館崎2・3町内会館	62	R4	W	○	新
G その他施設	77	148	福島町新緑公園トイレ	34	H28	RC	○	新
		149	福島町新緑公園器具置場	16	S58	CB	○	新
	78	150	福島テレビ中継局	15	S55	CB	○	旧
	79	151	白符テレビ中継局	8	S57	CB	○	新
	80	152	福島町生活改善センター	572	S47	RC	○	旧
	81	153	バス待合所(2棟)	12	S61	アルミ	○	新
	82	154	バス待合所(3棟)	110	S61	CB	○	新
	83	155	旧白符小学校(チロップ館)	1,595	S44	S	○	旧
		156	旧白符小学校(チロップ館)物置	34	S45	W		旧
	84	157	町有建物 (倉庫兼車庫(野菜集荷施設))	110	S54	簡易耐火		旧
	85	158	町有建物 (旧日出小学校校舎・体育館)	488	S39	W		旧
	85	159	町有建物 (旧日出小学校燃料庫)	39	S47	W		旧
	86	160	町有建物 (旧岩部小中学校校舎・体育館)	635	S37	W		旧
	87	161	町有建物 (旧浦和小学校校舎・体育館)	652	S44	W		旧
		162	町有建物 (旧浦和小学校燃料保管庫)	19	S46	W		旧
	88	163	町有建物 (縫製工場(ソーイング福島))	1,105	S63	S		新
	89	164	町有建物 (グループホーム陽光園(旧開発事務所))	431	H8	W	○	新
		165	町有建物 (グループホーム陽光園(旧開発事務所倉庫兼車庫))	97	H8	W		新
	90	166	町有建物(旧千軒寿の家)	222	S48	W		旧
	91	167	福島倉庫(倉庫兼車庫)	312	S55	S		旧
	92	168	三岳地区車庫	299	R3	S		新

4-4-2 インフラ施設

(1) 道路

■ 現状及び課題

- ・ 総延長は 102.8 km を有しています。
- ・ 今後は年平均で現状の 1.47 倍の費用が必要となります。

■ 基本的な方針

- 供給に関する方針
 - ・ 社会構造の変化、経済状況、社会情勢に応じて修繕、更新を図ります。
- 品質に関する方針
 - ・ 計画的な予防保全を検討し、適切なメンテナンスサイクルを確立します。
- 財務に関する方針
 - ・ インフラ施設の基本方針に準拠します。

IV 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり

4-1. 町の基盤整備の推進

■ 施策の目的

(略)

- ◎ 国道や道道については、国や道に早期整備や適切な維持補修を要請します。
- ◎ 町道や町が管理する橋については、緊急度を考慮しながら、整備や維持補修に努めます。
- ◎ 除雪を適切に行い、冬の道路環境を安全に保てるよう努めます。

(略)

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
(略)	
(5) 高規格道路	
○ 地域高規格道路(松前半島道路)について、渡島総合開発期成会や松前半島道路建設促進期成会において、早期建設に向けた動きを進めています。唯一の幹線道路である国道 228 号において、通行止めが発生することもあり、住民の生活安全確保のためう回路が必要です。	■ 利便性の向上や災害に対する安全を確保するため、地域高規格道路の早期完成を関係機関と協力して要望を続けます。 ■ 地域高規格道路の必要を広報し、整備に向けた町民意識の高揚を図ります。
(6) 国道・道道	
○ 白神防災道路(松浦～松前町白神間)が事業採択され、道路整備に向けたルート測量や地質調査が行われています。	■ 白神防災道路の早期実現に向け、関係機関と連携・協力し、事業予算の確保に努めるとともに、事業推進に向けて近隣住民・関係者との調整に努めます。
○ 道道岩部渡島福島停車場線では、塩釜地区における道路拡幅と護岸の浸食対策工事が本格的に着工しています。	■ 唯一の幹線道路である国道 228 号や基幹道路である道道について、生活インフラとしての重要性を訴え、適切な整備と維持管理を道路管理者に要請します。
○ 国道 228 号について、維持管理の予算減により草刈りや除雪等の出動回数が減っていますが、国道 228 号は唯一の幹線道路で地域経済、住民生活に重要な役割を果たしているため、維持管理が必要です。	

(7)町道・橋梁 ○ 町道について、通常の維持管理・除雪等のほか、劣化している舗装や排水溝の整備、維持補修を行っています。 ○ 建設から 50 年以上経過した橋梁が増えており、経年劣化により通行が危険になる恐れがあります。 (略)	■ 町道の維持管理を計画的に行います。 ■ 「福島町橋梁長寿命化計画」に基づき、各橋梁の点検や維持補修を行うとともに、橋梁の長寿命化や危険な橋梁の架替も行います。
---	---

出典：「第 6 次福島町総合計画」（令和 6 年 2 月策定）

(2) 橋梁

■ 現状及び課題

- ・ 54 橋を有しています。
- ・ 今後は年平均で現状の 1.98 倍の費用が必要となります。
- ・ 「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されています。

■ 基本的な方針

- ・ 「橋梁長寿命化修繕計画」（平成 26 年 3 月策定/令和 5 年 6 月改訂）に基づき、橋梁の定期的な点検による状態把握、予防的な修繕及び計画的な架替えを着実に進め、長寿命化と修繕、架替えに係る費用を縮減します。

§ 1. 計画全体の方針

1. 老朽化対策における基本方針

(中略)

(3)長寿命化修繕計画の基本的な方針

☆点検マニュアルに基づき、専門家による橋梁点検を実施し、橋の健全度を把握します。橋梁点検は、おおそ 5 年ごとに行なっていく予定です。

☆それぞれの橋において、点検により把握した健全度に基づき最適な修繕計画（低コストかつ長寿命化を図れる計画）を立案します。

☆全対象橋梁において、長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいて順次、修繕を実施します。

☆点検および修繕した結果は、橋梁台帳および点検調書等に記入し電子データとして保存します。

(中略)

2. 新技術の活用方針

◆町内の道路橋の点検や修繕の実施に当たっては、新技術情報システム（NETIS）や点検支援技術性能カタログ(案)などを参考に、新技術等の活用を検討し、事業の効率化やコスト縮減を図ります。

(中略)

3. 費用の縮減に関する具体的の方針

◆今後の老朽化対策に必要な費用の縮減

・修繕工事および定期点検においては、NETIS や点検支援技術性能カタログ(案)を活用し、工事の高度化・効率化・工期の短縮化により、コスト縮減を図ります。

◆撤去・機能縮小などによる費用の縮減

・社会情勢や路線の利用状況の変化により、町道路線の統廃合が可能となるかどうかを検討し、当該橋梁の集約化・撤去を進めます。

・集約化・撤去を促進し、管理橋梁の高齢化に伴って増大することが予想される維持管理コストへ対

応じます。

§2 短期的な数値目標およびそのコスト縮減効果

1. 集約化・撤去に関する短期的な数値目標

◆令和 9 年度までに、福島町が管理する橋梁全 54 橋を対象に集約化・撤去が可能な橋梁の有無を検討します。

2. 新技術等の活用に関する短期的な数値目標

◆令和 9 年度までに、福島町の管理橋梁全 54 橋に対して定期点検および修繕での新技術活用を検討し、そのうち 1 割程度での活用を目指します。

3. コスト縮減効果

◆橋梁定期点検および修繕等の実施に当たっては、NETIS や点検支援技術性能カタログを参考に新技術等の活用を検討し、事業の効率化を行い、費用縮減を図ります。

◆「新技術の活用」および「集約化・撤去」の検討の他、直営による点検を行うことによって大幅なメンテナンス費用の縮減を図ります。直営点検は全管理橋梁のうち、橋長が短く構造が単純な橋梁について検討・実施を目指します。

◆令和 9 年までに新技術の活用により約 50 万円程度、直営点検の実施により約 150 万円程度、合わせて約 200 万円程度の費用縮減を目指します。

出典：「福島町橋梁長寿命化修繕計画」（平成 26 年 3 月策定/令和 5 年 6 月改訂）

(3) 上水道

■ 現状及び課題

- ・管路延長 66.9 km、処理施設 6 施設が整備されています。
- ・今後は年平均で現状の 0.78 倍の費用が必要となります。

■ 基本的な方針

○ 供給に関する方針

- ・町民にとって不可欠な施設ですが、人口減少等の社会構造の変化に対応しながら、今後の修繕・更新の検討をしていきます。

○ 品質・財務に関する方針

- ・「水道事業経営戦略」（平成 30 年 3 月策定）に基づき、管路・処理施設等の計画的な更新を推進します。

1. 事業概要

（中略）

(2) これまでの経営健全化の取組

（中略）

② 施設の統廃合

一般平面図に示すように、岩部浄水場と美山浄水場の 2 カ所の浄水場で処理しており、両浄水場は位置的に大きく離れている。浄水場に隣接する岩部配水池、美山配水池から対象とする給水区域へ自然流下配水している。

現状の一日平均給水量は 1,100m³/日～1,300m³/日程度であるものの、夏場のピーク時には 3,000m³/日～4,000m³/日の給水量となる。

このことから、水量と給水区域の両面において 2 カ所の浄水場を維持していく必要があり、浄水場・

配水池の統廃合はできない。

千軒地区については、市街地部からの距離が離れており送水ポンプ場、配水池等の施設を廃止することは困難である。

③広域化の取り組み(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化)

町内においては、1 事業体に 1 水道事業として当初より運用しており、良質な水源を緩速ろ過処理にて浄水処理を行うことや自然流下配水することにより効率的な事業運営を行っている。

周辺事業体との広域化については、木古内町において「水道事業の広域連携における PPP/PFI 導入可能性調査」を実施中であり、調査結果等を踏まえ周辺事業体との広域連携に関する協議を進めていく計画である。

(中略)

2. 将来の事業規模

(中略)

(4)施設の見通し

①岩部浄水場

岩部浄水場、取水施設、配水施設は昭和 51 年に建設されており、当時建設された構造物は 40 年程度が経過している。

一次ろ過＋緩速ろ過による処理であるため、機械設備、電気設備は少なくコンクリート構造物は 60 年以上の使用が見込まれる。

岩部浄水場系統では本計画期間内において、緩速ろ過池のろ過量を調整するテレスコープ等の更新を見込むものとする。

②美山浄水場

美山浄水場、取水施設、配水施設は昭和 26 年に創設系が建設されており、昭和 47 年に拡張系を増築している。創設系の構造物は 60 年以上が経過している。

美山浄水場は緩速ろ過処理であり電気が引かれていないため、計装機器等もなく無動力で処理を行っている。(計装信号については埋設ケーブルで電源のある流量計室まで送られている。)

緩速ろ過池は RC 構造であり、60 年以上経過しているものの劣化状況等から継続使用できるものと判断される。

しかし、近年の豪雨等による原水水質の悪化により緩速ろ過処理だけでは必要な水質を確保できなくなるため、前処理設備を導入するものとする。なお、浄水処理方式が変更となるため変更認可申請が必要となる。

その他、美山浄水場系統では本計画期間内において、緩速ろ過池のろ過量を調整するテレスコープ等の更新を見込むものとする。

③管路

導水管、送水管、配水管を合わせて約 67km の管路が布設されており、40 年以上経過している管路も約 2km 存在する。

管路については道路や橋梁の工事に係る移設工事を行うほか、老朽配水管更新事業により老朽管更新を進めていくものとする。(中略)

出典：「福島町水道事業経営戦略」(平成 30 年 3 月策定)

(4) 公園

■ 現状及び課題

- ・ 町内には 4 箇所、364,821 m²の公園が整備されています。

■ 基本的な方針

○ 供給に関する方針

- ・ 人口減少等の社会構造の変化に対応し、修繕・更新の検討をしていきます。
- ・ また、観光施設に利用されている建物も多く、今後の動向を踏まえて維持更新を図ります。

○ 品質に関する方針

- ・ 公園の状態を健全に保つために、定期的に点検、診断を実施します。
- ・ メモリアルパーク、ファミリースポーツ公園、新緑公園、展望公園は一時避難場所として指定されており、避難場所としての役割が果たせるよう適切に維持管理を行います。

○ 財務に関する方針

- ・ 清掃等の委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコスト縮減を図ります。

IV 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり

4-1. 町の基盤整備の推進

■ 施策の目的

- ◎ 町民や来訪者が自然に親しめる場として、町内の公園等を適切に管理します。
(略)

■ 実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
(1) 公園 ○ 町内には、野球場、フットサル場、ゲートボール施設を備えた新緑公園があり、遊具等、老朽化した設備については改修を計画的に行っています。 (略)	■ 新緑公園について、植栽木の管理、遊具等の適正な管理、維持に努めます。

出典：「第 6 次福島町総合計画」（令和 6 年 2 月策定）

4-5 取組体制

4-5-1 推進体制

本計画は、総資産量を把握し全体を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに、方針の改定や目標の見直しを行いながら推進していきます。

4-5-2 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営も、財政措置があって初めて実施できるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくためには、担当部署との連携が必要不可欠です。

そのため、本計画の策定により、今後、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながら確保に努めることとします。また、本計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりを今後検討していきます。

4-5-3 町民との協働

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境づくりに努めます。さらに、公共施設における行政サービスの有効性を高め、維持管理の成果や利活用状況に関する町民への情報提供を推進します。

4-5-4 職員の意識改革

全庁的に本計画を推進していくには、職員一人ひとりが共通の認識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラ施設の現状の把握とともに、本計画の導入意義を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図り、社会経済状況や町民ニーズに対応できるサービスの向上を目指し自ら創意工夫を重ね実践することが重要です。

そのためには、研修会等を通じて職員の啓発に努め、本計画のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

4-5-5 地方公会計（固定資産台帳）の活用

公共施設等に関する情報は財務会計システムなどを活用して、全庁的に一元管理するとともに、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく公共施設管理を進めていきます。

4-6 フォローアップの方針

本計画は、以下の手順でフォローアップを実施します。

計画・実行・評価・改善といった PDCA サイクルを確立し、管理計画の着実な実行と実施した施策・事業等の効果を検証し、必要に応じて計画を見直していきます。

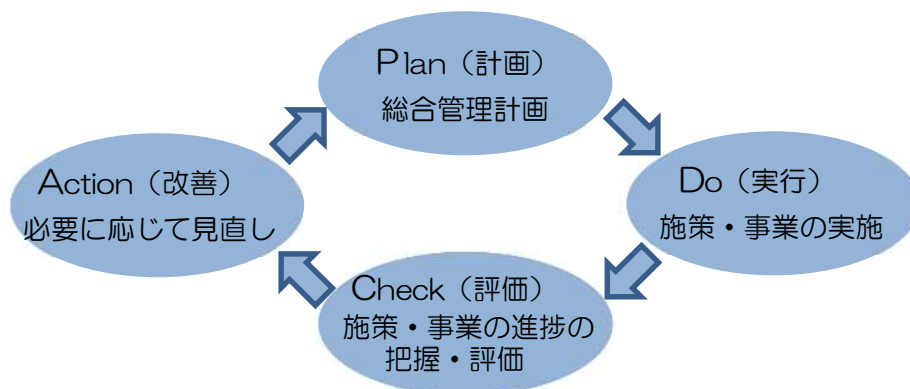
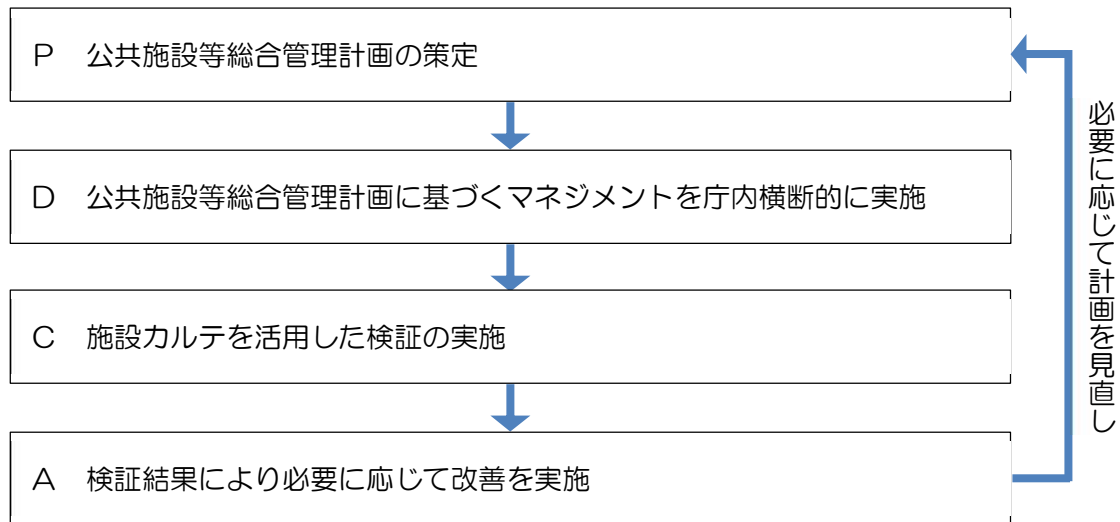


図 4-5 フォローアップの実施方針のイメージ

福島町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 12 月
令和 6 年 3 月改訂

発行：福島町

住所：〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島 820 番地

Tel：0139-47-3001

Fax：0139-47-4504